

第三十一回 参議院商工委員会議録 第四号

昭和三十三年十二月二十日(土曜日)午前十一時四分開会

委員の異動

十二月十八日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として安井謙君を議長において指名した。十二月十九日委員安井謙君及び堀木鎌三君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君及び西田隆男君を議長において指名した。

本日委員木島虎藏君辞任につき、その補欠として松野孝一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畠 金光君

理事

上原 正吉君
小幡 治和君
相馬 助治君
大竹平八郎君

委員

高橋進太郎君
古池 健三君
高橋 警衛君
堀本 宜實君
松野 孝一君
阿部 竹松君
海野 三朗君
栗山 良夫君
島 清君

國務大臣 通商産業大臣
高崎達之助君
國務大臣 通商産業大臣

國務大臣 三木 武夫君
政府委員
長官官房長
經濟企画庁
調整局長
大藏政務次官
通商産業省
企業局長
事務局側

常任委員 小田橋貞寿君
専門委員 佐野 廣君
益事業局長 小室 恒夫君

経済企画庁
長官官房長
宮川新一郎君
大堀 弘君
松尾泰一郎君
松尾 金藏君

○本日の会議に付した案件
○經濟の自立と発展に関する調査の件
(貿易対策に関する件)
(エネルギー対策に関する件)
○公共用水域の水質の保全に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
○工場排水等の規制に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畠金光君) これより商工委員会を開会いたします。
○島清君 これは予定をされておりました質問ではございませんので、緊急して發言をさしていただきたいと思いますが、私は先日の委員会でございましたが、私は一般の通商産業政策について申しあげようといま

とで、委員長を通じまして、それぞれの大臣並びに政府委員の方に御連絡を申し上げておったわけでございますが、私たちの質問の時間になりましたので、質問ができなくて、委員会の散会を余儀なくされたわけでございましてが、そのことにつきましては、社会党の理事をやつておられます相馬委員は、長年の議運の練達の士でございまして、それはそれなりに、委員長、理事打合会の方で問題にしていただいだかと思ひますけれども、私はどうしても大臣にお聞きをしなければならない点だけについてお尋ねを申し上げたいと思います。

そのことについては、大臣もすでに耳にされまして、大へんに遺憾なことだとお感じになつたと思ひますので、そこで私は、私の緊急質問の形で申し上げる前に、委員長を通じて大臣が陳謝の意を表されるものであると思つておつたのであります。陳謝の意を表されるならば、私は私の一般質問に入ろうと思っておつたわけございますのが、しかしながら、あいつたような失態を犯したにもかかわらず、陳謝の意を表されないところを見まするといふと、それが当然であるというふうにお考えの上だと思うのでございまして、従つて、私の良心のとても容認できないところでございまして、大臣に御質問申し上げるわけございまして、この点おわびを申し上げる次第でございま

ておりますが、私はそのときの行儀でござりまするといつたところにございました。大臣は別にいたしまして、政府委員の任命権というのどこにあるのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

○國務大臣(高橋達之助君) もちろん、政府委員の任命は政府においていたすわけございまして、議会など、よく委員会と折衝いたしまして、御了解を得て任命いたすわけでございますが、当

ておりまして、通告をした大臣並びに通商関係の政府委員——このことについては、大臣は別にいたしまして、政

ろがどこにあるかということはわかりません。とにかく、二十分くらい探し回ったと思うのであります。省の方に帰つたと、こういうわけでございりますが、任命された政府委員といふのは、一体議会に出でこられて、そして答弁をされるのが優先するのである。

この点を大臣から明確にしていただきたいと、こう思います。

○國務大臣(高橋達之助君) もちろん、国会開会中におきましては、委員会が優先いたすわけでございます。任命されたる委員は、この委員会に優先的に問題につきましては、私はあとでその話を聞いたんですが、これは決して通商局長としましては、故意に答弁を拒否するためにはなっておりません。そこで、この点厚く陳謝申し上げる次第でございます。

○島清君 大臣はおかしなことをおっしゃるわけでござりますが、行き違ひでございません。聞くところにわかれではございません。聞くところによりますと、通商局長は出ておられて、そこであ自分の答弁の時間じゃないというので、政府委員室の方で待機をしておられるということのようだつたんですが、しかしながら、政府委員室にもおられないで、何か省の方へ、院外の方へ出られたというので、二十分ばかりお待ちを申し上げて探していただいたんでありますけれども、とうとう見つからずに委員会は散

会になつたと、こういうことなんです。私はいさかも行き違いではないと

思います。もし、かりに政府委員が

議会の答弁なり説明というものが優先するということでございまするならば、ほんとうにそういう考え方である

といたしまするならば、私は席をはずします

ます。私はいさかも行き違いではないと

思います。もし、かりに政府委員が

議会の答弁なり説明というものが優先するということでございまするならば、ほんとうにそういう考え方である

といたしまするならば、私は席をはずします

ます。私はいさかも行き違いではないと

思います。もし、かりに政府委員が

議会の答弁なり説明というものが優先する

と……。

○島清君 松尾君に僕は答弁を求めておわびを……。(委員長が発言を許しているのだからと呼ぶ者あり)

○島清君 大臣に求めていたる大臣に

商局長は答弁を回避するとか、あるいは委員会を軽視したものとは私は認めませんが、しかし、なお十分よく取り

調べまして、もし、そういう事実があつたとすれば、私の責任においてこれを処分したいと思っております。

○相馬助治君 関連して、島君の御発言中ですが、御発言中にもありますよ

うに、委員長、理事会においても何らか取り扱つたであろうということでもありますので、島君が今後質問を続

けられる便宜上からも、委員長、理事会において私が発言したことのあらま

しをここで申し上げて、確認しておき

たいと思います。

○委員長(田畠金光君) そこで、委員長からお詫びいたしますが、大臣から一応遺憾の意を表されたわけでございりますけれども、大臣不在中のできごとを、一昨日のうちに強く申し入れておいたわけでございます。従つて、私も

いたわけでございます。

○委員長(田畠金光君) その際、委員長ははなはだ皆様に迷惑をかけたことを非常に遺憾に存じておるわけであります。若干言いわけがましくなるわけではありません。松尾局長から委員長に対して、何らかの謝罪があつたかとということを質問をいたしました。なお、この問題はわが党としては重要視しておるから、この委員会の冒頭において本質が納得する

うでありますので、いつも、私少しがらということを予告しておきました

からというふうに行つておるのであります。ちよつと

健康を害しておりますので、医者に注射を行つておるのであります。ちよつと

政府委員室の者に言いまして出かけま

した。すぐ帰つて参つたのであります。

○委員長(田畠金光君) その際、委員長も一言申し上げたいと思います。

一昨日の委員会におきまして、政府

委員の松尾通商局長が無断退席したた

めに、一般質問を開始することができます

ないで散会したことは、非常に遺憾な

ことだと考えておるわけです。ただい

ま、松尾通商局長からも「身上の私明

がなされたわけであります。事情も

よく了解できます。ただ、今後の委員

会の運営については、十分連絡を密に

して、円滑に進めたいと考えております

ので、政府当局におかれても、十分

の責任を追及して発言せざるを得ないからということを予告しておきました。なお、私は与党の両理事に対しましても、非公式で口頭ではございませんが、答弁を求める形ではございません。ただし、このことは法案成立に積極的に協力している社会党側としては遺憾のことであるということを、一昨日のうちに強く申し入れておいたわけでございます。従つて、私も島君の発言のように、現在のところは單なる行き違いということではないのかとみずから考えておつて、島君並びに関係者の者の答弁に耳を傾けているところです。

○委員長(田畠金光君) そこで、委員長からお詫びいたしますが、大臣から一応遺憾の意を表されたわけでございりますけれども、大臣不在中のできごとを、一昨日のうちに強く申し入れておいたわけでございます。従つて、私はいさかも行き違いのことになつたであります。私としては、先ほども島先生のおっしゃいましたが、たまたま島君並びに関係者の者の答弁に耳を傾けていたことでなしに、先生方に非常なことに申しわけないことになつたであります。

○委員長(田畠金光君) その際、委員長ははなはだ皆様に迷惑をかけたことを非常に遺憾に存じておるわけであります。私としては、先ほども島先生のおっしゃいましたが、たまたま島君並びに関係者の者の答弁に耳を傾けていたことでなしに、先生方に非常なことに申しわけないことになつたであります。

○委員長(田畠金光君) その際、委員長ははなはだ皆様に迷惑をかけたことを非常に遺憾に存じておるわけであります。私としては、先ほども島先生のおっしゃいましたが、たまたま島君並びに関係者の者の答弁に耳を傾けていたことでなしに、先生方に非常なことに申しわけないことになつたであります。

○委員長(田畠金光君) この際、委員長からも一言申し上げたいと思います。一昨日の委員会におきまして、政府委員の松尾通商局長が無断退席したために、一般質問を開始することができます

ないで散会したことは、非常に遺憾なことだと考えておるわけです。ただいま

ま、松尾通商局長からも「身上の私明

がなされたわけであります。事情も

よく了解できます。ただ、今後の委員

会の運営については、十分連絡を密に

して、円滑に進めたないと考えておりま

すので、政府当局におかれても、十分

している。特に通産省の内部においても、通商局の下僚の者にこの種の問題が比較的多いということもこれは事実なんです。実にりっぱな局もある。局長の威令が厳しく行われているところもある。一つそういう事実を申し上げて、私はこの際 特段の反省を促しておきます。

○國務大臣(高崎達之助君) 一昨日の委員会における松尾通商局長の誤ったることにつきましては、先刻来島委員なり相馬委員から、あるいは委員長からの厳重な御勅告を私どもはよく肝に銘じまして、再びこういうことをしないように努力いたしたいと存じます。また先刻来島委員なり相馬委員から、通産行政の内部につきまして、いろいろ御注意がございましたことは、私ども、ある程度これはそういう事実はあることだらう想像いたしました、そういうことのないよう、今まで十分努力をして、肅正を期していきたいと思つております。よろしく御了解を願

どうかわかりませんが、そういうことで、もう少し私は通産行政にも関連して、掘り下げて質問をするつもりであります。実にりっぱな局もある。局長の威令が厳しく行われているところもある。一ついう事実を申し上げて、私はこの際 特段の反省を促しておきます。

○國務大臣(高崎達之助君) 御質問にお答えいたします。国会において審議されたことは、政府よりから採択されたことは、政府によって審議されることは、大臣の方で、三木長官の前で次から次にわれわれの手によって暴露されることは、大臣の立場もございましょうから、三木長官の立場もございましょうから、ちらの方で、

武士の情で、きょうはこれ以上質問をいたしません。どうか一つ、また後日質問を申し上げる機会があればやりますけれども、しかししながら、大臣の处置のあり方について、私はあるいは質問しないかもしれません。大臣の謙虚には質問打ち切ることにいたします。

○海野三朗君 移すべきものだといふ大臣のお考へであつても、さらに前二回ですよ。二十六国会、二十九国会において採択された請願事項が、さらに実施されていないというようなことは、どういうふうにお考へになっておるか。

○國務大臣(高崎達之助君) 二十六、二十九両国会において審議され、採択されたことは、これは、もちろん実行に移つたるわけでございます。

○海野三朗君 それが実行に移されていないという事実をここに私は申し上げてみたいと思うのであります。それで、国の行政で、全部が全部満足のいく行政は望めないにしても、全体的に見て國のためになる方策であれば、しかも少数者の新しい意見であつても、これを十分検討して、よりよき改善へと努力するのが行政の公平なやり方ではないかと思うのであります。それ

おられますか、まず、それを伺いして質問をして、島君は了解するかしないかわからないけれども、こういう御発言でございましたが、私は大臣の御答弁で別に了解はしません。こういう場合には、やはり責任者を十分に戒め、そして必ずしも私は、政府委員が局長でなければならないということがあります。そういうことがあります。それを聞いて、島君は了解するかしないかわかりませんが、こ

された請願事項の実施について、政府当局はどういうふうにお考へになつておられますか。

○國務大臣(高崎達之助君) 御質問にございませんが、そういうところに事実引つたりましたが、しかしながら、三木長官も見えられたし、どうもやはり通産業者の無統制ぶりが、こちらの方で、

三木長官の前で次から次にわれわれの手によって暴露されることは、大臣の立場もございましょうから、三木長官の立場もございましょうから、ちらの方で、

武士の情で、きょうはこれ以上質問をいたしません。どうか一つ、また後日質問を申し上げる機会があればやりますけれども、しかししながら、大臣の处置のあり方について、私はあるいは質問しないかもしれません。大臣の謙虚には質問打ち切ることにいたします。

○國務大臣(高崎達之助君) 二十六、二十九両国会において審議され、採択されたことは、これは、もちろん実行に移つたるわけでございます。

○海野三朗君 移すべきものだといふ大臣のお考へであつても、さらに前二回ですよ。二十六国会、二十九国会において採択された請願事項が、さらに実施されていないというようなことは、どういうふうにお考へになっておるか。

○國務大臣(高崎達之助君) 二十六、二十九両国会において審議され、採択されたことは、これは、もちろん実行に移つたるわけでございます。

○海野三朗君 それが実行に移されていないという事実をここに私は申し上げてみたいと思うのであります。それで、国の行政で、全部が全部満足のいく行政は望めないにしても、全体的に見て國のためになる方策であれば、しかも少数者の新しい意見であつても、これを十分検討して、よりよき改善へと努力するのが行政の公平なやり方ではないかと思うのであります。それ

おられますか、まず、それを伺いして質問をして、島君は了解するかしないかわからないけれども、こういう御発言でございましたが、私は大臣の御答弁で別に了解はしません。こういう場合には、やはり責任者を十分に戒め、そして必ずしも私は、政府委員が局長でなければならないというこ

れ以下の者が立案をするのです。そのおったものが、さらに通商実績一本となりました。この実績主義割合は、通産省當局としても、最善の策と考えられたのです。もう少し私は通産行政にも関連して、立案をしたものがどうしても動かし得ない。政務次官でもこれをどうにもできません。いわんや大臣は御存じないであります。それから採択されたことは、政府

も見えられたらし、どうもやはり通産業者の無統制ぶりが、こちらの方で、

手によって暴露されることは、大臣の立場もございましょうから、三木長官の立場もございましょうから、ちらの方で、

武士の情で、きょうはこれ以上質問をいたしません。どうか一つ、また後日質問を申し上げる機会があればやりますけれども、しかししながら、大臣の处置のあり方について、私はあるいは質問しないかもしれません。大臣の謙虚には質問打ち切ることにいたします。

○國務大臣(高崎達之助君) 二十六、二十九両国会において審議され、採択されたことは、これは、もちろん実行に移つたるわけでございます。

○海野三朗君 移すべきものだといふ大臣のお考へであつても、さらに前二回ですよ。二十六国会、二十九国会において採択された請願事項が、さらに実施されていないというようなことは、どういうふうにお考へになっておるか。

○國務大臣(高崎達之助君) 二十六、二十九両国会において審議され、採択されたことは、これは、もちろん実行に移つたるわけでございます。

○海野三朗君 移すべきものだといふ大臣のお考へであつても、さらに前二回ですよ。二十六国会、二十九国会において採択された請願事項が、さらに実施されていないというようなことは、どういうふうにお考へになっておるか。

○國務大臣(高崎達之助君) 二十六、二十九両国会において審議され、採択されたことは、これは、もちろん実行に移つたるわけでございます。

すか、吸引力というか、需要が多いと、いうことでとまってしまって、実際はいなかの方の農村には参らないという、のが経済の実態なんあります。そういう点も一つ御考慮いただきまして、われわれもいろいろ苦慮いたしておりますので、先ほど申しますように一ぺん話し合いを十分させました上で、われわれも再検討いたしたいといふうに考えておりますので、一つしばらく御猶予を願いたいと思うのであります。

○相馬助治君 関連してお尋ねしておきたいのですが、大体、この委員会で区々たる外貨割当のことを議論しなければならないということは、われわれにとって、はなはだ迷惑なわけなんです。しかしこの問題は、海野委員が指摘したのでも、本院が積極的に、本院のその請願を通過せしめたことが誤まりであるということを納得せしめるだけの積極的な努力がなければならぬのです。しかし、私は、この参議院の審議権尊重という角度から、海野委員が質問をいたしており、それは質問になつていて、こういふうに考えているわけなんですが、松尾局長の今の答弁は、海野委員が聞こうとする焦点について、若干の食い違いがあるのです。松尾局長が言つてゐるのを、今日割りつけをもらえないで困っている業者に新規業者に割りつけるこのバナナの輸入についてその外貨割当を、輸入商社一本にして扱うのが正しいのである、こういう見解を披瀝しているのです。それで押し通していくば問題はないのです。それについての

異論があるかもしれないけれども、一応正しい見解なのです。ところがで、これについては大臣あるいは御承認の外貨割当が、最初は松尾局長が言つます。ところが今日の閣内の反主流派の、将来は総裁にも立候補しようといふ業者に顔のきく某閣僚が、かつてこの外貨割当について加工業者に割りつけるということを通産省に重圧を加えたことが伝えられておる。だが運動しなかは、私は今申したことは若干想像に属するけれども、結果的には輸入業者にのみ割り当てずに加工業者に割りつけをした。ここに今日のバナナ同

志会の諸君が、われわれにも寄こせられない通産省自体なんです。そこで、バナナ同志会の諸君の言つては、巴ナナ問題については非常に研ざないう立論の根拠が生れてきたわけです。そういう根拠を与えたのは、よそ

ナというものは輸入業者にのみ与えられるはずであったのが、加工業者にまで広がってきたのだから、事ついでにわれわれ新規にも一つよこせ、その理論的根拠としては人口割だといふのが、バナナ同志会の諸君の言つては、これが何かというと、人口割といふことになら、それをもじって、むしろ上を動かして、抵抗をして

ことになつたと伝えられておる。だれが運動したかは、私は今申したことは若干想像に属するけれども、結果的には輸入業者にのみ割り当てずに加工業者に割りつけをした。ここに今日のバナナ同

志会の諸君が、われわれにも寄こせならない通産省自体なんです。そこで、バナナ同志会の諸君の言つては、巴ナナ問題については非常に研ざないう立論の根拠が生れてきたわけです。そういう根拠を与えたのは、よそ

ナというものは輸入業者にのみ与えられるはずであったのが、加工業者にまで広がってきたのだから、事ついでにわれわれ新規にも一つよこせ、その理論的根拠としては人口割だといふのが、バナナ同志会の諸君の言つては、これが何かというと、人口割といふことになら、それをもじって、むしろ上を動かして、抵抗をして

ことになつたと伝えられておる。だれが運動したかは、私は今申したことは若干想像に属するけれども、結果的には輸入業者にのみ割り当てずに加工業者に割りつけをした。ここに今日のバナナ同

志会の諸君が、われわれにも寄こせならない通産省自体なんです。そこで、バナナ同志会の諸君の言つては、巴ナナ問題については非常に研ざないう立論の根拠が生れてきたわけです。そういう根拠を与えたのは、よそ

ナというものは輸入業者にのみ与えられるはずであったのが、加工業者にまで広がってきたのだから、事ついでにわれわれ新規にも一つよこせ、その理論的根拠としては人口割だといふのが、バナナ同志会の諸君の言つては、これが何かというと、人口割といふことになら、それをもじって、むしろ上を動かして、抵抗をして

ことになつたと伝えられておる。だれが運動したかは、私は今申したことは若干想像に属するけれども、結果的には輸入業者にのみ割り当てずに加工業者に割りつけをした。ここに今日のバナナ同

志会の諸君が、われわれにも寄こせならない通産省自体なんです。そこで、バナナ同志会の諸君の言つては、巴ナナ問題については非常に研ざないう立論の根拠が生れてきたわけです。そういう根拠を与えたのは、よそ

ば、問題はいろいろあらうけれども、一応趣旨が一貫するのです。ところがで、最もその措置をとつたのは、局長で、むしろ上を動かして、抵抗をして

ことになつたと伝えられておる。だれが運動

問題は解決する。抜本的解決とは何ですかといえども、それは輸入業者一本で、まとめる、加工業者は切り捨てるところ

問題が、今日のこととく紛糾しておる。この問題が今日のこととく紛糾しておるが人口割だと説明をしているから、

問題は、しばしば本委員会で問題に取りまして、結局、大所高所からこの発言が議事進行の一助にもなる

つここで申し上げておきます。

○大竹平八郎君 関連質問ですが、本日の委員会は、バナナの問題だけじゃないので、その他一般調査案件もございまするから、それを一つ念頭に置かれ

て、御質疑される方も進めていただきたいと思うわけです。

○大竹平八郎君 私は、今問題になつて、お尋ねの問題、あるいはこの私にまともる、加工業者は切り捨てるところを加味しろということを、なかなか進めていただけます。たまに、それ道であると思う。

つことで申し上げておきます。

つこと申しあげておきます。

ころが、どうしても日本との貿易を拡大するには、バナナを百万ドルよけに買つてもらいたい。私は国会で発言をした関係もあるので、四百十五万ドルを従来通り固執するのなら、私たちの意見が全然入れられない、こういうことになるので、特に貿易代表にそのことを私は念を押したわけです。

かかるところ、一二、三日後に貿易代表が政府に訓令を仰いだ結果は、ふやしてもよろしいということになつて、百

万ドルふえたわけです。従つて本年からは五百五十万ドルという、百万ドル、ワクがふえたわけなんでありまし

て、そういう意味において、これは差益金なり、あるいはまた消費者あるいは取扱い業者に相當いい影響を与えた

ということは事実なんです。そういう意味において、私は政府に特に求める

ことは、先ほど松尾局長が、自然に都市に流れる気配が、これは經濟的原則としてそななるであります。それは無理なりますから、できるだけふえま

した分を入れて、そうして各地域にどういう状況で實際として配給にならね

ておるのではありませんので、それは無理でありますから、できるだけふえま

した分を提出をして、そうして私は次回にさらに論議をされたらどうか、

こういうことを申し上げまして、一応、松尾局長からその点に対してもお答え頼みたいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君) 台湾との通商交渉について先生からお触れになつたのであります。これは交渉といふやうだけが目的では実はないわけ

です。バナナのどうしても輸入の許可をしないのではなく、雑貨とか農産物

を向うで輸入を進めるということにかかるんでいましたので、交渉戰術といつ

しましては、最後まで出さないという

ようなことも実はあつたということを一つ御了解を願いたいのであります。

それから、今の輸入の割当と、それ

から現実にバナナがどういう工合に流れおるかという実績につきまして

は、詳細な表を、実はわれわれも用意いたしております。ここで詳細に申し

上げる時間がありませんので、あとでお配りいたしまして、十分機会がありまし

す。今後、実はわれわれも考えておる

ような次第であります。

それから、最後まで出さないという

よろしくお願いします。

○海野三朗君 今、局長のお話では、いろいろ理屈がありますが、見解を異に

しておるのであります。二十六回国会と二十九回国会において通つた請願の趣旨

に沿うように、国会で十分審議を尽して採扱された請願事項については、政

府当局はあくまでこれに沿うようにしておるのではありませんので、それは無理でありますから、できるだけふえま

した分を提出をして、そうして私は加味しました、加味しましたと、あなたは言われるけれども、それは、在来の業者にただオーバー・ラップして引

りただけであって、人口割を加味しておかなければならぬ。しかし、人口割を

つけました、加味しましたと、あなたが果してそこへ流れていったであろう

かという調査は、実はいたしておりま

す。ところが、流れていないと、実際も実はある。今までのわれわれの乏

しい経験によりますすれば、やはりそういう加工的な割当をいたしましても、

經濟の原則というものは、やはり需要のあるところに滞積してしまう。だから、いなかの方に割当をしても、結局

割当はするけれども、物は都市であるのは都市周辺に滞積していくというこ

とが明らかに現われておるような次第でござります。そういうことから見まし

たが、当局の方から明細に資料の提出を願つて、また後日機会を見て十分

この委員会で審議を進めて参りたいと思ひますので、御協力を願いたいと思

うのであります。

○海野三朗君 これに対しまして通産大臣はいかよろにお考えになります

のであります。しかし、今日ほんと六大城市に集中しておるではないか、どうなんですか。いかの方にい

かの問題であります。それでありますから、人口割というものが人口割になつて

いるのではありませんか。私は、外貨の割当を公平にやる。しかしこれほど多くな

る大都市に集中しておるのだから、人口割といふん行き違ひがあるの

で、局長はどういうふうにその点をお考

えになりますか。私は、外貨の割当を公平にやる。しかしこれほど多くな

る大都市に集中しておるのだから、人口割といふん行き違ひがあるの

であります。そこでいろいろ問題がこれはかも

し出されてきてるわけであります。

従つて、たゞいま松尾局長の答弁と、それから冒頭に答弁せられた高橋通産

大臣の答弁とでは、国会と行政府との

あり方についてはずいぶん行き違ひがあ

あります。あなたは、二回にもわたったが、もうすでに実施の段階に入らなければならぬのに、局長の答弁は、一番最初の答弁とちつとも違います。内容の若干の出入りはあるとしても、流れている精神は変わらない。そこで僕は、こういう国民から相当長い間にわたって疑惑を持たれ、また、時には非常に一部には不満を持たれておる。扱っている人は非常に満足している。こういうものはもう少し他の方法で解決すべきじゃないかということを考えます。私はかつてこういうものは生活必需品ではないであろうけれども、通商協定の一環として輸入をしなければならぬ部分が非常に多いわけで、そういうものは国の食管特別会計で扱って、そういううるさい出入りを全部封殺したらどうかということを意見として述べたことがあります。そのときになるほど一つの考え方だという程度のことと、時の政府の責任者はのがれたのであります。こういう問題について、三木長官はどういう具合にお考えになりますか。

○國務大臣(三木武夫君) バナナのことは私よく存じておりますが、しかし輸入の割当をやることによってそれが独占的に莫大な利益を獲得するということに対しては、それは今バナナを食管特別会計に入れることは適当か、ということに対する問題で莫大な利益を独占するといふこと

敵爾に尊重するとおっしゃった。ところが、もうすでに実施の段階に入らなければならぬのに、局長の答弁は、一番最初の答弁とちつとも違います。内容の若干の出入りはあるとしても、流れている精神は変わらない。そこで僕は、こういう国民から相当長い間にわたって疑惑を持たれ、また、時には非常に一部には不満を持たれておる。扱っている人は非常に満足している。こういうものはもう少し他の方法で解決すべきじゃないかということを考えます。私はかつてこういうものは生活必需品ではないであろうけれども、通商協定の一環として輸入をしなければならぬ部分が非常に多いわけで、そういうものは国の食管特別会計で扱って、そういううるさい出入りを全部封殺したらどうかということを意見として述べたことがあります。そのときになるほど一つの考え方だとい

は、社会構成の観念からして考えるべき論点だと思う。その問題の提起の仕方に対しては同感の意を表します。方論は別です。

○栗山良夫君 これは前回どなたからかいだいたときの答弁と大体同じなんです。というのは、ものの考え方としてそういう考え方があり得るということは万人が是認せざるを得ないと思ふのです。従つてどうかこういう問題でいつまでも国会の議論の対象にしなければならぬと、いうようなことのないよう、もう少し内閣においては抜本的にこの問題もありますし、今中共同貿易は途絶しておりますけれども、かつてはコンニャクイモの問題もあります。これに類する問題はたくさんあります。

○委員長(田畠金光君) あと一般質問でござりますか。

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

○島清君 そのとりきめによろしくうござりますけれども、しかしながら質問について制限を加えられますというと、他の同僚諸君の質問との関連もありますので、委員長にお取り計らいに

下さい。

〔速記中止〕

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

○島清君 ございます。

○委員長(田畠金光君) 速記をとめて

にこういうものを考えてもらいたい。この問題もありますし、今中共同貿易は途絶しておりますけれども、かつてはコンニャクイモの問題もあります。これが何に類する問題はたくさんあります。

○委員長(田畠金光君) あと一般質問でござりますか。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 議事進行ですが、昼食にいたします。

○委員長(田畠金光君) 一般質問がござりますれば、委員長としてお願いします。

○阿部竹松君 議事進行ですが、昼食にいたします。

○委員長(田畠金光君) 一般質問がござりますれば、委員長としてお願いします。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 議事進行ですが、昼食にいたします。

○委員長(田畠金光君) 一般質問がござりますれば、委員長としてお願いします。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 委員長の気持はわかります。きょう委員会を持たれることについて理事会でどういう相談をなされましたが、おそらく来年の二十九日か、二十五日になるかわかりませんが、それまでに委員会がないでござりますが、その問題はさてお

組み立てられるから、当然高橋さん、三木さんから十分私どもは聞いておきたい点がたくさんある。法案の可決決議は別です。

○栗山良夫君 これは前回どなたからかいだいたときの答弁と大体同じなんです。というのは、ものの考え方としてそういう考え方があり得るということは万人が是認せざるを得ないと思ふのです。従つてどうかこういう問題でいつまでも国会の議論の対象にしなければならぬと、いうようなことのないよう、もう少し内閣においては抜本的にこの問題もありますし、今中共同貿易は途絶しておりますけれども、かつてはコンニャクイモの問題もあります。これに類する問題はたくさんあります。

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

○島清君 そのとりきめによろしくうござりますけれども、しかしながら質問について制限を加えられますというと、他の同僚諸君の質問との関連もありますので、委員長にお取り計らいに

きませんが、資本主義社会機構におけるべき論点だと思う。その問題の提起の仕方に対しては同感の意を表します。方論は別です。

○栗山良夫君 これは前回どなたからかいだいたときの答弁と大体同じなんです。というのは、ものの考え方としてそういう考え方があり得るということは万人が是認せざるを得ないと思ふのです。従つてどうかこういう問題でいつまでも国会の議論の対象にしなければならぬと、いうようなことのないよう、もう少し内閣においては抜本的にこの問題もありますし、今中共同貿易は途絶しておりますけれども、かつてはコンニャクイモの問題もあります。これに類する問題はたくさんあります。

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 議事進行ですが、昼食にいたします。

○委員長(田畠金光君) 一般質問がござりますれば、委員長としてお願いします。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 委員長の気持はわかります。きょう委員会を持たれることについて理事会でどういう相談をなされましたが、おそらく来年の二十九日か、二十五日になるかわかりませんが、それまでに委員会がないでござりますが、その問題はさてお

きまして、さらに私がこれからお尋ねしようと思っておりますことは、それが何でござりますが、資本主義社会機構におけるべき論点だと思う。その問題の提起の仕方に対しては同感の意を表します。方論は別です。

○栗山良夫君 これは前回どなたからかいだいたときの答弁と大体同じなんです。というのは、ものの考え方としてそういう考え方があり得るということは万人が是認せざるを得ないと思ふのです。従つてどうかこういう問題でいつまでも国会の議論の対象にしなければならぬと、いうようなことのないよう、もう少し内閣においては抜本的にこの問題もありますし、今中共同貿易は途絶しておりますけれども、かつてはコンニャクイモの問題もあります。これに類する問題はたくさんあります。

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

○島清君 そのとりきめによろしくうござりますけれども、しかしながら質問について制限を加えられますというと、他の同僚諸君の質問との関連もありますので、委員長にお取り計らいに

きませんが、資本主義社会機構におけるべき論点だと思う。その問題の提起の仕方に対しては同感の意を表します。方論は別です。

○栗山良夫君 これは前回どなたからかいだいたときの答弁と大体同じなんです。というのは、ものの考え方としてそういう考え方があり得るということは万人が是認せざるを得ないと思ふのです。従つてどうかこういう問題でいつまでも国会の議論の対象にしなければならぬと、いうようなことのないよう、もう少し内閣においては抜本的にこの問題もありますし、今中共同貿易は途絶しておりますけれども、かつてはコンニャクイモの問題もあります。これに類する問題はたくさんあります。

○委員長(田畠金光君) 速記を起して。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 議事進行ですが、昼食にいたします。

○委員長(田畠金光君) 一般質問がござりますれば、委員長としてお願いします。

○島清君 あります。

○阿部竹松君 委員長の気持はわかります。きょう委員会を持たれることについて理事会でどういう相談をなされましたが、おそらく来年の二十九日か、二十五日になるかわかりませんが、それまでに委員会がないでござりますが、その問題はさてお

とで不合理なものに対する態度は、多少のでこぼこは調整したいとは思つておりますが、物価政策、政府の物価に対する基本的考え方を改訂する意思は毛頭持つていませんことを申し上げておきたいと思います。

○島満君 議論にわたりまする部分は省略をいたしまするが、私が質問の要旨の中で申し上げたように、資本主義の経済機構の中におきましては、一つのものを上げるけれども、しかしながらこれは刺激を与えないのだ、物価は押えていけるのだということは、あまりにも私はこれは甘過ぎるのではないか、こういうふうに考へるわけでござります。従いまして、私は質問の冒頭に申し上げた通り、あなたたちは貿易の目標額というものを三十一億五千万ドルに査定をされましたけれども、いかしながら、実際においては二十八億ドルにこれを修正をしなければならないか、そういうところの甘さ、その甘さが今日の貿易の不振というようなものになつてきておるのではないかと、こういうようなことであつて、私は御質問を申し上げたわ

くらす資本主義経済機構のこれは必然的な運命である、こういうわけでござります。そこで、三木長官があるいは一

つものものを上げるけれども、しかしながらこれは刺激を与えないのだ、物価は押えていけるのだということは、あまりにも私はこれは甘過ぎるのではないか、こういうふうに考へるわけでござります。従いまして、私は質問の冒頭に申し上げた通り、あなたたちは貿易の目標額というものを三十一億五千万ドルに査定をされましたけれども、

がこれを持制していきたいという方針はとりたい。また、そのことが一般の物価と申しますけれども、そういう政府が配慮をいたしますならば、たとえ私鉄の運賃がある程度は正されまして、これが直ちに物価に非常な連鎖反応を起して、日本の物価政策の基調をゆるがすようには私は考へられない。それは政府が経済政策を通じてこれは気をつけなければならぬし、また、それがだけの配慮をすれば、それはそういうふうにいたらしめないようなことはできるのだ、こう考へておる次第であります。

○島満君 今、まあ自民党の中では主流派、反主流派というような内紛がございまして、それで三木さんの今の御発言は、あなたの属しますところの反主流派の方々が、うんと強くなりまして、さらに世論がそれを支持するようになります。しかし世論がそれまで離れておらず、あなたの方の経済政策と不離一体になつて遂行していくたゞく

よう強い内閣ができると、そうであるかもしませんが、私は岸内閣が続く限りにおきましては、今あなたがおつしやつておられるような保証はどこにも発見できないと思うわけであります。しかしながら、まあ、それは

○國務大臣(三木武夫君) 私は新聞紙上にも申し上げておるよう、政府の認可にかかる料金に対しては、たとえばガスの料金などは上げる考え方を持つておらず、たゞ料金等に影響を与えないようないように政

府の認可にかかるものに対しては、たとえば私鉄の運賃に対しては改訂はあらざりして、あなたのこういう答弁を御

制をしていきたい。それで、あなたの言われるような連鎖反応といふものは、政府の責任に属する、政府の権限に属するようなことに対する態度は、政府がこれを抑制していきたいという方針をとりたい。また、そのことが一般の物価と申しますけれども、そういう政府が配慮をいたしますならば、たとえ私は質問の冒頭に申し上げた通り、あなたたちは貿易の目標額というものを三十一億五千万ドルに査定をされましたけれども、

は触れなくてはございませんが、ただ政府のやつておりまするエネルギー政策を見てみまするといふと、石炭が足りないときには石炭を割れ、余つて参りません」というと、海外の方へダンピングをして外貨を取るのだからそれでよろしいのではないか、その場限りのこと

をやつておいでありまするが、さらに、ある時代には重油をたくようにかまを改良させておりながら、今度はまた重油をあまりたかなかつておるわけでござりまするが、このままでは、その場限りのことをやつておいでありまする

○國務大臣(高橋達之助君) 長期エネルギー対策というものを昨年政府としては持つておりますて、三十七年度は御承知のごとく石炭に換算して一億六千万トンのエネルギーを使用するわけであります。それは電力とそれから石油と油とまかなうわけであります。これは五十年になりますといふと、少くともこれは二億七千万トンに相当する石炭の換算量のエネルギーになる、

こういうふうな採算をもつてやっておるわけなんですが、その場合における日本の石炭の生産はどれくらいになるかといふと、いかに骨を折ってもこれは、七千二百万トンという数字になつてくるわけであります。そういうふうな場合に最も根底をなしますものはエネルギーの適正なる政策の遂行でなければならぬと考へております。そこ

である一部の人々の意見を聞いてみると、そのエネルギー対策として重油の使用を規制しないともっと安い商品が作られるんだ、こういうような議論も私たちは聞くわけでござりまするが、原子力の試験の段階にございまする今日と、さらに一年あとのエネルギー対策と私はおのずから趣きを異にしなければならないとこう思います。そこで原子力等との関係におきましては、これまで阿部議員も同僚としておられましたので、石炭の問題等については私はおのずから石炭、こういうふうな関係に立つて国家百年のエネルギー対策というものをお考へであるかどうか、考えておられるとするならば具体的にどんなものをお考へになるかと、この際御説明を煩わしたいと思ひます。

○國務大臣(高橋達之助君) 長期エネルギー対策というものを昨年政府としては持つておりますて、三十七年度は御承知のごとく石炭に換算して一億六千万トンのエネルギーを使用するわけであります。それは電力とそれから石油と油とまかなうわけであります。これは五十年になりますといふと、少くともこれは二億七千万トンに相当する石炭の換算量のエネルギーになる、

こういうふうな採算をもつてやっておるわけなんですが、その場合における日本の石炭の生産はどれくらいになるかといふと、いかに骨を折ってもこれは、七千二百万トンという数字になつてくるわけであります。そういうふうな場合に最も根底をなしますものはエネルギーの適正なる政策の遂行でなければならぬと考へております。そこ

依存しなければならぬということになつてくるわけあります。その際に五十年における原子力はどれくらいに進んでおるのであります。けれども、原子力の現在の利用の仕方はどうだということを世界的にずっと見てみますといふと、果して五十年に二千万トンの石炭に換算いたしました二千万トンの石炭に相当するだけのエネルギー資源として原子力は使用できるか。あるいはそれ以上依存できるかといふことは刻々に変化しておるわけでありますからわからぬわけあります。ただいまの見当をいたしましては大体二千万トンの石炭に相当する、こ

ういう考え方で進んでいるわけあります。従いましてエネルギー対策といひましては、現在日本で採炭し得られます石炭というものを極力能率を増進して掘つて、そうしてそれも一ぺんになくなりことをせずにできるだけ長期にこの計画を立てるようにして、石炭に依存し得るだけは十分に依存していく。そういうわけなんぞざいますから、石炭におきましても、御承知のごとく本年長期の計画をいたしますと五六百万トンを最初使用する考え方で進んでおつたのでございますが、これは火力発電が必要なくなつたというふうなことが一つと、もう一つは重油を使用するボイラーがだんだん進歩いたしまして、同時に重

油というものが、存外最初予定しておらずましたよりも、経済的に運賃が安くなつたためにこれを用いて、それが原子力を利用する、こういふ考えで進んでおるのであります。けれども、原子力の現在の利用の仕方はどうだということを世界的にずっと見てみますといふと、果して五十年に二千万トンの石炭に換算できるだけのエネルギー資源として原子力は使用できるか。あるいはそれ以上依存できるかといふことは刻々に変化しておるわけでありますからわからぬわけあります。ただいまの見当をいたしましては大体二千万トンの石炭に相当する、こ

ういう考え方で進んでいるわけあります。従いましてエネルギー対策といひましては、現在日本で採炭し得られます石油開発会社ですか、それが一生懸命に掘りましても国内の三%ですか、その程度だ。そこでそれを海外からの輸入に依存しなければならないわけでござりますが、輸入に依存をするということになりますが、石油といふことになりますと、まあ石油会社みたいような会社ができまして、外國の方に採掘の利権を持って、そうして採油してくるということも一つの力になりますと、アラビア石油会社みたいに、アラビア石油が持つた利権の中において、その利益になるという条件をあげて御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(高橋達之助君) 御承知の如く現在世界の油は、ほとんど英米の資本がこれに投下されておりまして、われわれが使つております現在輸入しております油も、ほとんど英米の資本によって採油されておるわけであります。従いまして國家といたしまして、政府といたしましては、できるだけ民間の資本でやっておられるかどうかということは、今度はもう一ぺんボーリングをやらなければなりません。ボーリングをやれば油があるということがわかる。これは来年の五月ごろまでにわかるので、さらには三十億円の出資が必要であるということになつたのであります。たゞいまでは民間の資本でやっておつたのであります。今後二十五億円の出資につきましては政府の力を借りたといふことです。これが政府といたしまして、民間の資本でやっておられるかどうかということがわざります。

○島満君 委員長の方から、次の質問者の方にバトンを渡してくださいと言つておられます。外における石油の資源を日本といたしまして英米の資本から離れて日本の勢力の範囲において持続していくといふ根本方針をとつていいかといふことであります。それは地震探鉱であります。要するに、海震探鉱の結果につきましては、政府といたしましても、業者だけに任せておいても心配だ、こういうので、公平なる大学の教授等をその地震探鉱の結果等について審査させたのであります。これは地質探鉱であります。そこで御説明をいただきたいと思つて、御説明をいただきたいと思います。

○島満君 委員長の方から、次の質問者の方にバトンを渡してくださいと言つておられます。外における石油の資源を日本といたしまして英米の資本から離れて日本の勢力の範囲において持続していくといふ根本方針をとつていいかといふことであります。それは地質探鉱であります。要するに、海震探鉱の結果につきましては、政府といたしましても、業者だけに任せておいても心配だ、こういうので、公平なる大学の教授等をその地震探鉱の結果等について審査させたのであります。これは地質探鉱であります。そこで御説明をいただきたいと思つて、御説明をいただきたいと思います。

○島満君 委員長の方から、次の質問者の方にバトンを渡してくださいと言つておられます。外における石油の資源を日本といたしまして英米の資本から離れて日本の勢力の範囲において持続していくといふ根本方針をとつていいかといふことであります。それは地質探鉱であります。要するに、海震探鉱の結果につきましては、政府といたしましても、業者だけに任せておいても心配だ、こういうので、公平なる大学の教授等をその地震探鉱の結果等について審査させたのであります。これは地質探鉱であります。そこで御説明をいただきたいと思つて、御説明をいただきたいと思います。

おきましては新興産業といたしましてもう日本の国内需要を満たし得るような段階にあるわけでございます。それは、生産地は、奄美大島と沖縄県であります。今は沖縄県はアメリカの施政権の中になりますので外國並みに抜われておりますけれども、しかし、ながら、政治的な面におきましてはそ

うであるにいたしましても、経済的、産業的な面におきましては日本並みに扱つていかなければならぬというの

が岸内閣の施策の一端であると、こういうふうに考えております。そこで、

国内産業を保護するという意味におきまして、もうそろそろ台湾あたりから

バインを入れる必要はないと思うのでありますけれども、国内産業の育成と、

さらに、台湾からバインを入れなきやならぬというようなことの問題とも関連をいたしまして、どのように考えておられるか。もうそろそろ台湾からの

バインの輸入といふことは打ち切つておきましょか。

○國務大臣(高崎謹之助君) お説のこ

とく、国内におきましても、奄美大島におきましても、また沖縄においても、だんだんバイナップルのカンク詰ができるようになつたことは事実でございまして、それと相関連して、台湾か

らの輸入バイナップルについては手かげんを加える必要があると存じておりますが、なにしろ、台湾といつしましても、今日バイナップルは相当大きな産額になつておつて、日本を大きな市場と認めておるわけでありまして、こちらの品物を台湾に買つてもらいたいということのためには、国内におけ

る産業を圧迫しない範囲において逐次これは制限しつつある程度は輸入していかなきゃならんと、こう存じておる

わけでござりますが、しかし、国内の産業の発達に従つて逐次制限をしたいと考えでございます。

○島清君 私は、冒頭におきまして、日台貿易の片道は総額が八千五百万ドルであるということを申し上げたのでありますけれども、沖縄県との貿易はやがてそれに近いんであります。日本からの輸出額はそれに近いのであります

が、しかしながら、沖縄県から入りますのは、一千五百万ドル程度なんです。片貿易でござります。同じ

く同胞であります沖縄県には、片貿易で、日台貿易の片道の総額に匹敵するだけの輸出をしておきながら、しか

も、沖縄から入つて参ります額はわずか二千万ドルに足りない額である

と。この実情からいたしましても、私は、沖縄県民は十分に日本政府に対して

も、沖縄から入つて参ります額はわざとこれを要請するというわけの貿易上からいたしましても権利があると思ひます。しかしながら、委員長から

お發言を制限されたのでありますから

したいと、こういうふうに考えております。

もう一点で私は打ち切りますけれども、貿易の振興をはかるために――

貿易の振興を阻害しておりますことは、貿易の業者が非常に雨後のタケノコ

のごとくに過ぎて過度の競争が激し

いことであると、それを是正すること

は、實業の業者が非常に困りますが、この輸出入法にのつております

ところの畜産輸出組合というものの結成について、大臣は、どういうふうにお考へでありますけれども、どうか一つその意味においてこれを再検討をわざらわ

ります。そうして戦災を受けた沖縄でございまするから、むろんただ牛、馬を使わして、日本に復帰した際には経済的にも大いに充実しておるような県になつて帰つてもらうようにといふの

で、それぐらいのことはただでやるぐらいの気持がなければほんとうに日本に帰りたいという沖縄県民の祖国復帰の念願にこたえる政府の政策ではない

と考へておるのですよ。ただ貿易がアメリカさんによりまして外國扱いにされておるから、そういうようなチャンスを利用して、この輸出入取引法といふものを、外國が対象であるにかかわ

○島満君 結びとして一言。まだ認可はされてないようでございますけれども、これはやはり認可事項の一つかと思います。しかしながら実際におきま

しては、神戸あたりの輸出港の実情を見ますると、実際牛、馬、家畜を輸出いたします場合に、すでにもうこうい

うような定款を作つて、こういう組合が主務大臣のいわゆる認可を得るまでに至っているから、一つよろしくとい

うので検疫官と何といいますか、つ

うつうといいますか、なあなあとい

ますか、そういう形でこの組合を通じなければ輸出ができない、こういうふ

うな状態にまでなつてゐるようです。

ですから、これは組合ができるも

うことをさせないということは、組合

ができますすると、従つて現場におきま

しては、この組合ができますと、まあ

バナナの輸入ではございませんけれど

も、いろいろ下においてはよからぬと

ころの行いがなされるという危険性が

ござりますので、こういう組合に対

しては国内扱いをするという意味にお

いて絶対認めないと、これが一番

臭氣を発散せしめないところの最大な

条件ではなかろうかと、こう思うわけ

であります。その意味におきまして

も、こういったようなものは認可すべ

きじゃないというふうに一つ取りはか

らっていただきなければならぬのじゃ

ないか、こういった意味において御

質問を申し上げているわけでござります。

○大竹平八郎君 時間がありませんから、ごく簡単に三木長官と通産大臣に一点ずつお伺いしたいのですが、まず三木長官にお伺いしたいのであります、これは本来ならば大蔵大臣の所管になることでもあると思うのであります。御承知の通り、最近の国際経済といふものを見ますと、その前提に立つてありますので、特に三木さんの意見いたします場合に、すでにもうこうい

うような定款を作つて、こういう組合が主務大臣のいわゆる認可を得るまでに至っているから、一つよろしくといふので検疫官と何といいますか、つうつうといいますか、なあなあといますか、そういう形でこの組合を通じなければ輸出ができない、こういうふうな状態にまでなつてゐるようです。

ですから、これは組合ができるも

うことをさせないということは、組合

ができますすると、従つて現場におきま

しては、この組合ができますと、まあ

バナナの輸入ではございませんけれど

も、いろいろ下においてはよからぬと

ころの行いがなされるという危険性が

ござりますので、こういう組合に対

しては国内扱いをするという意味にお

いて絶対認めないと、これが一番

臭氣を発散せしめないところの最大な

条件ではなかろうかと、こう思うわけ

であります。その意味におきまして

も、こういったようなものは認可すべ

きじゃないというふうに一つ取りはか

らっていただきなければならぬのじゃ

ないか、こういった意味において御

質問を申し上げているわけでございま

ります。

○大竹平八郎君 時間がありませんから、ごく簡単に三木長官と通産大臣に一点ずつお伺いしたいのですが、まず三木長官にお伺いしたいのであります、これは本来ならば大蔵大臣の所管になることでもあると思うのであります。御承知の通り、最近の国際経済を見ましても、本年の春の状況の成長率を見ましても、本年の春の状況、日本というものは非常にいい率で進んでいるという、こういうようなと

きに、これは何も外国の人がいかにえ

らいからといつても、外国の人のをわれわれは参考にはするけれども、それやつて来られた。あなた方もすいぶんほどどうといふのではありませんが、最近エアハルト経済相がドイツから懇談をせられたし、それからまた、金融界とかあるいは一般産業界、こうい

う人たちもいろいろ話し合つた。その中に特に、注目すべき問題が二つ出た

二六のものが、秋には一二三になつて漸次回復しつつある。それから英國も

御承知のようなわけで、すでにドルも三十一億五千万ドルですか、ドイツに至つては六十億ドルという保有外貨

を持つというような状態に相なり、そ

れからそういう関係から日本も相当

至つては六十億ドルという保有外貨

を持つというような状態に相なり、そ

れからそういう関係から日本も相当

点について三木長官の御意向を一つ承

りたい、その一点だけ。

○國務大臣(三木武夫君) エアハルト

がそういう日本の為替レートに触れた

のは、おそらく欧州の市場において日

本商品が、織維製品でしょうか、相當

に安いということからやはりそういう

う問題が出てきておると思うのであり

ます。しかし日本の場合は原料なども

相当の輸入をしなければなりませんか

ら、やはりそういう観点もあって、為

替レートが安過ぎるという、これは

ドイツの人でありますから、安過ぎる

ということはある意味においては、

これは日本がレートを強くするとい

うことになれば、これは輸出にたち

まち影響も及ぼしてくる、これは一

つ日本の賃金が低い、安過ぎる、こ

ういう二つの非常に注目すべきエアハ

ルトの言葉があつたわけであります。

これは御承知だと思いますが、現在の日

本の経済界には大きな話題といたしま

して、いろいろ検討されておるわけであ

ります。しかしそれはともかくとい

たして、そういった国際経済から

あります。しかしそれはともかくとい

うようなことを通産大臣が言われ

たうことで、これは相当業界にセン

セーションを巻き起しておる事実があ

りますのであります。そのためについて一

つ大臣のお考えを伺いたい。

○國務大臣(高橋謙之助君) それは多

少誤解があるようでございますが、私は

それが為替レートが必要以上に安い

ことは事実です。しかしやはり相当

に経営の合理化が行われておる、賃金も安

いし合理化も行われておる、賃金も安

いこと改定すべきだという考え方にはわれわれは賛成できない。現在の為替レート

でこれはいろいろ議論はありますよう

けれども、この為替レートでいいので

改定すべきだという考え方にはわれわれは賛成できない。現在の為替レート

でこれはいろいろ議論はありますよう

けれども、この為替レートでいいので

改定すべきだという考え方にはわれわれは賛成できない。現在の為替レート

でこれはいろいろ議論はありますよう

けれども、この為替レートでいいので

改定すべきだという考え方にはわれわれは賛成できない。現在の為替レート

でこれはいろいろ議論はありますよう

けれども、この為替レートでいいので

改定すべきだという考え方にはわれわれは賛成できない。現在の為替レート

でこれはいろいろ議論はありますよう

けれども、この為替レートでいいので

えておるようなわけでございまして、ここで根本的な方針を変えてどうこうということは考えておりません。

○大竹平八郎君 いま一点伺います。が、そういたしますとこの企業努力に對する業者のやり方について、何か御警告でも發せられたとか、何か懇談的に申されたとか、こういう事実は全くないのでありますか。それとも今までやつてこられた業者のやり方というものについては、全面的にそのまま容認をせられておるのかどうか、この点を伺いたい。

○國務大臣(高崎達之助君) その点につきましては十分まだ検討を要したいと思っております。初め私が考えておりましたほど、初めと申しますと、私は六月に就任したのであります。そのときに考えていたほどそう単純なも

のはないということだけは、はつきりわかったわけございまして、よほど各方面から検討を加えなければならぬということで、今省内におきましても私の考えにおいていろいろ各方面のデータもとつておるようなわけであります。まだこれは具体化しておりません。

○大竹平八郎君 従来はその通産省のとつてこられた強い政策である炭主油従といふ問題に、各産業界といふものは協力をしてきた。しかし最近いろいろな値段の問題もございますが、一部の産業界にとっては石炭を油にかえて

は長期の目で見なければならぬ。今油が安く入るというのは何かといえば、運賃が非常に安いというふうなことをせられておるのかどうか、この点を伺いたい。

○國務大臣(高崎達之助君) その点につきましては十分まだ検討を要したいと思っております。初め私が考えておきましたほど、初めと申しますと、私は六月に就任したのであります。そのときに考えていたほどそう単純なも

のはないということだけは、はつきりわかったわけございまして、よほど各方面から検討を加えなければならぬということで、今省内におきましては私の考えにおいていろいろ各个方面のデータもとつておるようなわけであります。まだこれは具体化しておりません。

○阿部竹松君 だいぶ時間もたちましたから端的にお伺いいたしますが、な

お、大臣の退席される予定が委員長の方に通告があるようでありますから、そのとき御連絡を願いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) これは阿部君御承知のようにいろいろと農業団体との関係にお伺いいたしますが、な

ども関係ございますので、これはのが当然かもしれません。が、当委員会の御関係か私闇内のことにはわかりません。

○大竹平八郎君 従来はその通産省の御関係か私闇内のことにはわかりませんが、松野総務長官にお尋ねするところ、それから特許法の改正ですね、これは高橋さんの御関係だと思うのですが、われを本国会に提出するか出さぬかお知らせ願いたいと思う。自民党さんは政調会を通じてよく御承知かもしれません

が、われわれは一向相談にあづからぬので、二つとも相当重要な法案ですか

○國務大臣(三木武夫君) 白信がぐら

書はございませんと、前国会の本会議に出席する前から農業団体その他の団体がございませんと、前国会の本会議

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたし

ますが、例年ですと昨年も一昨年も予算決定は年をこすわけですが、大体各省の予算、特に私どもの委員会には長官の方の経済企画庁とか、あるいは高

官の方の通商産業省の予算、こう

いうのが大体このくらい要求して、こうぞうとすることは政府の意図ではない

いう仕事をやりますという金額を示してわれわれに説明をしていただいておったわけであります。しかし、こと

て、いろいろ国内の工業が自分の立場からいろいろな理屈は出ますが、これ

は長期の目で見なければならぬ。今油が安く入るというのは何かといえば、運賃が非常に安いというふうなことをせられておるのかどうか、この点を伺いたい。

○國務大臣(高崎達之助君) その点につきましては十分まだ検討を要したいと思っております。初め私が考えておきましたほど、初めと申しますと、私は六月に就任したのであります。そのときに考えていたほどそう単純なも

のはないということだけは、はつきりわかったわけございまして、よほど各方面から検討を加えなければならぬということで、今省内におきましては私の考えにおいていろいろ各个方面のデータもとつておるようなわけであります。まだこれは具体化しておりません。

○阿部竹松君 だいぶ時間もたちましたから端的にお伺いいたしますが、な

お、大臣の退席される予定が委員長の方に通告があるようでありますから、そのとき御連絡を願いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) これは阿部君御承知のようにいろいろと農業団体との関係にお伺いいたしますが、な

ども関係ございますので、これはのが当然かもしれません。が、当委員会の御関係か私闇内のことにはわかりません。

○大竹平八郎君 従来はその通産省の御関係か私闇内のことにはわかりませんが、松野総務長官にお尋ねするところ、それから特許法の改正ですね、これは高橋さんの御関係だと思うのですが、われを本国会に提出するか出さぬかお知らせ願いたいと思う。自民党さんは政調会を通じてよく御承知かもしれません

が、われわれは一向相談にあづからぬので、二つとも相当重要な法案ですか

○國務大臣(三木武夫君) 白信がぐら

書はございませんと、前国会の本会議に出席する前から農業団体その他の団体がございませんと、前国会の本会議

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたし

ますが、例年ですと昨年も一昨年も予算決定は年をこすわけですが、大体各省の予算、特に私どもの委員会には長官の方の経済企画庁とか、あるいは高

官の方の通商産業省の予算、こう

いうのが大体このくらい要求して、こうぞうとすることは政府の意図ではない

いう仕事をやりますという金額を示してわれわれに説明をしていただいておったわけであります。しかし、こと

て、いろいろ国内の工業が自分の立場からいろいろな理屈は出ますが、これ

は長期の目で見なければならぬ。今油が安く入るというのは何かといえば、運賃が非常に安いというふうなことをせられておるのかどうか、この点を伺いたい。

○國務大臣(高崎達之助君) その点につきましては十分まだ検討を要したいと思っております。初め私が考えておきましたほど、初めと申しますと、私は六月に就任したのであります。そのときに考えていたほどそう単純なも

のはないということだけは、はつきりわかったわけございまして、よほど各方面から検討を加えなければならぬということで、今省内におきましては私の考えにおいていろいろ各个方面のデータもとつておるようなわけであります。まだこれは具体化しておりません。

○阿部竹松君 だいぶ時間もたちましたから端的にお伺いいたしますが、な

お、大臣の退席される予定が委員長の方に通告があるようでありますから、そのとき御連絡を願いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) これは阿部君御承知のようにいろいろと農業団体との関係にお伺いいたしますが、な

ども関係ございますので、これはのが当然かもしれません。が、当委員会の御関係か私闇内のことにはわかりません。

○大竹平八郎君 従来はその通産省の御関係か私闇内のことにはわかりませんが、松野総務長官にお尋ねするところ、それから特許法の改正ですね、これは高橋さんの御関係だと思うのですが、われを本国会に提出するか出さぬかお知らせ願いたいと思う。自民党さんは政調会を通じてよく御承知かもしれません

が、われわれは一向相談にあづからぬので、二つとも相当重要な法案ですか

○國務大臣(三木武夫君) 白信がぐら

書はございませんと、前国会の本会議に出席する前から農業団体その他の団体がございませんと、前国会の本会議

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたし

ますが、例年ですと昨年も一昨年も予算決定は年をこすわけですが、大体各省の予算、特に私どもの委員会には長官の方の経済企画庁とか、あるいは高

官の方の通商産業省の予算、こう

いうのが大体このくらい要求して、こうぞうとすることは政府の意図ではない

いう仕事をやりますという金額を示してわれわれに説明をしていただいておったわけであります。しかし、こと

て、いろいろ国内の工業が自分の立場からいろいろな理屈は出ますが、これ

は長期の目で見なければならぬ。今油が安く入るというのは何かといえば、運賃が非常に安いというふうなことをせられておるのかどうか、この点を伺いたい。

○國務大臣(高崎達之助君) その点につきましては十分まだ検討を要したいと思っております。初め私が考えておきましたほど、初めと申しますと、私は六月に就任したのであります。そのときに考えていたほどそう単純なも

のはないということだけは、はつきりわかったわけございまして、よほど各方面から検討を加えなければならぬということで、今省内におきましては私の考えにおいていろいろ各个方面のデータもとつておるようなわけであります。まだこれは具体化しておりません。

○阿部竹松君 だいぶ時間もたちましたから端的にお伺いいたしますが、な

お、大臣の退席される予定が委員長の方に通告があるようでありますから、そのとき御連絡を願いたいと思ひます。

○國務大臣(三木武夫君) これは阿部君御承知のようにいろいろと農業団体との関係にお伺いいたしますが、な

ども関係ございますので、これはのが当然かもしれません。が、当委員会の御関係か私闇内のことにはわかりません。

○大竹平八郎君 従来はその通産省の御関係か私闇内のことにはわかりませんが、松野総務長官にお尋ねするところ、それから特許法の改正ですね、これは高橋さんの御関係だと思うのですが、われを本国会に提出するか出さぬかお知らせ願いたいと思う。自民党さんは政調会を通じてよく御承知かもしれません

が、われわれは一向相談にあづからぬので、二つとも相当重要な法案ですか

○國務大臣(三木武夫君) 白信がぐら

書はございませんと、前国会の本会議に出席する前から農業団体その他の団体がございませんと、前国会の本会議

○阿部竹松君 その次にお尋ねいたし

ますが、例年ですと昨年も一昨年も予算決定は年をこすわけですが、大体各省の予算、特に私どもの委員会には長官の方の経済企画庁とか、あるいは高

官の方の通商産業省の予算、こう

いうのが大体このくらい要求して、こうぞうとすることは政府の意図ではない

いう仕事をやりますという金額を示してわれわれに説明をしていただいておったわけであります。しかし、こと

しはそれが全然ないので、きめるのは年中かかるでしょうが、そういう親切の儀はこの前と違つて足りなさを感じるのですが、それはそれとして、それはどういうことでことしはそういうことは、来年一月の末まで、長官あるいは通産大臣となかなかお会いする機会がないと、こう考えますので、簡単だけこうですから、新聞にはいろいろ財政融資の額とか、来年度の予算は大体一兆四千億組むとか、いろいろ出ておりますけれども、そういう点を端的に、大きいところだけ——経企長官の方でまとめたのが骨子となつて予算が編成されるでしょうか——そいつを端的に、大きなところでは、この前二度ほど長官とここで論議して質問したわけですが、商工中金とか国民金融公庫、これはまあ大藏省の関係ですが、こういうところの金利の問題ですね、これは長官も努力するという程度のお約束でしたが、今度予算を組むに当つてそういう点をお尋ねしたい。

それから小さい点では、この前二度の予算が編成されたけれども、工具としての御批判を願うほかにはないのじゃないか。これはこの間予算の編成方針をききましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝はこれから始まるのでありますから、無理である。予算編成も終つて、これまでこの国会にかけたときに御批判を願うほかにはないと思いますが、ただ、われわれの仕事ができやすいように予算の獲得はいたしたいという心がまえでお官庁をあすかつておるものとして、わざわざの仕事ができやすいように予算の獲得はいたしたいといふうな状況だと思います。

それから来年度の予算編成に関してございますが、これは予算の編成の大綱といものは閣議で了承を与えたえ方は、こういう考え方であります。一般会計では、公債を発行するなどといふような方法をとらないで、均衡のとおりに御判断しておるのが、そういう点をお尋ねしたいわけです。一昨年神武景気だといって、予算が三月三十一日に国会を通つて二ヶ月もたたぬうちに、財政融資が閣議で一五%ストップだ、われわれがんばって予算審議をやって、簡単に閣議で一五%の個限だということになれば、何のため見通しについて、——長官といえどもこれは神様でないから明確に答えるがんばれども、来年度の経済ではないし、また神武景気の再来を国民が期待するものの考え方非常に不健全なものである。ああいうものにしてはいけないけれども、来年度の経済ことは間違いあるまいと、こう考えております。

○国務大臣(三木武夫君) 去年のことは私も存じておりませんでしたが、おおむね五千億円程度の財政融資に対する目的も果すようにやりたい。それから輪出入、これは三十億といつても、大体世界中で一千億以上の輪出入をやつてゐるのですから、日本の三十億といふのは微々たるもので、しかしその三十億も昨年は達成できなかつたので、ことしはどのくらい組んでおられるか。輪出入の額の、これは明確に何億何千万ドルとは聞きませんけれども、大体の骨子をお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(三木武夫君) 去年のことは私も存じておりませんでしたが、一々、これは親切といえば親切かもしないで、紆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそのままでありますから、これまでの間には、いろいろ要求してある予算がそのまま通るとも限りませんで、絆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそれをときどき御報告するこ

とで、これは親切といえば親切かもしないで、紆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそれをときどき御報告するこ

とで、これは親切といえば親切かもしないで、紆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそれをときどき御報告するこ

とで、これは親切といえば親切かもしないで、紆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそれをときどき御報告するこ

とで、これは親切といえば親切かもしないで、紆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそれをときどき御報告するこ

とで、これは親切といえば親切かもしないで、紆余曲折があるわけありますから、これはこういうふうになつておるところにそれをときどき御報告するこ

とで、私は無理だろうと思うのであります。やはり建設としても予算がきます。やはり建設としても予算がきます。たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝はこれから始まるのでありますから、そういうことは私は無理だろうと思うのであります。やはり建設としても予算がきます。たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

は優先的に予算を確保して、国民に対する責任を果していこう。まことに民間投資の中におきましては、公共事業、ことに民間投資に比べて相当地おくれておりますから、そういうことは、来年一月の末まで、長官あるいは通産大臣となかなかお会いする機会がないと、こう考えますので、簡単だけこうですから、新聞にはいろいろ財政融資の額とか、来年度の予算は大体一兆四千億組むとか、いろいろ出ておりますけれども、そういう点を端的に、大きいところだけ——経企長官の方でまとめたのが骨子となつて予算が編成されるでしょうか——長官あるいは通産大臣となかなかお会いする機会がないと、こう考えますので、簡単だけこうですから、新聞にはいろいろ財政融資の額とか、来年度の予算は大体一兆四千億組むとか、いろいろ出ておりますけれども、そういう点を端的に、大きいところだけ——経企長官の方でまとめたのが骨子となつて予算が編成されるでしょうか——

とで、私は無理だろうと思うのであります。やはり建設としても予算がきます。たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

の規模にしたい。そこで、その一般会計の中には、選挙で公約しておる事項としての公約の責任を果していこう。また財政融資等の中におきましては、公共事業、ことに民間投資に比べて相当立ちおくれておりますから、そういうことは、来年一月の末まで、長官あるいは通産大臣となかなかお会いする機会がないと、こう考えますので、簡単だけこうですから、新聞にはいろいろ財政融資の額とか、来年度の予算は大体一兆四千億組むとか、いろいろ出ておりますけれども、そういう点を端的に、大きいところだけ——経企長官の方でまとめたのが骨子となつて予算が編成されるでしょうか——

とで、私は無理だろうと思うのであります。やはり建設としても予算がきます。たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

はこれから始まるのでありますから、たときにはそれの御批判を願うほかにはないのではないか。これはこの間予算の編成方針をきましたけれども、具体的な数字の裏づけのある予算の折衝

定というものはなかなか期しがたい。しかし、全体としてそれなら中小企業とか労働者というものは非常に悪い条件になつておるかというとそろはみられない。個々にはありますよ。しかし、金体としての中小企業が割合にやはりこういう調整期においても耐久力を持つておつたと、それは神武景氣などによって蓄積もあつたんでしょう。そういう点でわれわれが心配するほど、中小企業やあるいは労働者に対する経済の不況時代における影響が、われわれが心配しておつたほど深刻なものではない。しかし、これは日本の経済の非常に大きな問題点でありますから、これが改善されたとは言いませんけれども、今後の経済政策を通じて改善に努力をしなければならぬ。全体としての経済の動向は、まあ私が先ほど申し上げたことが誤まりはなからうと、こう判断するのであります。

○阿部竹松君 まあ三木長官と私どもは立場が違いますから、それでこれ以上論争をやろうとは思いません。ただ、長官は反主流派の巨頭です、高

橋通産大臣は主流派の巨頭ですから、どちらにころんでもこの予算がうまく通るだろうと、主流派の意向が通つても、予算は

もうまくいくということを信用して、三木長官の御答弁で了承いたします。

次に通産大臣に二、三點、時間がおそくなりましたがお尋ねいたしますが、きのうか一昨日、電気料金をきめる審議会がござりますね、あの審議会でいろいろ電気料金の検討をやつた結果、いろいろ出ておりましたが、その電気料金はつきり上げると、どうしなさいとか、何ペーセントという数字

は私見なかつたんですが、あれを読んでいくと、電気料金を上げなければならないという解釈になるが、あれ、大臣のところに届きましたか。また届いておればあの答申に対する大臣の御見解を承わりたいと思うのですが。

○國務大臣(高崎達之助君) あれは昨日新聞で私拝見したくらいのものであります。まだ私の手元にまでは参りませんが、これは十分検討いたしたいと思います。その上で意見を申し上げたいと思います。

○阿部竹松君 答申案は別として大臣の御見解はどうですか、現在の電気料金に対する大臣の御見解は。

○國務大臣(高崎達之助君) 私は今差し迫つて電気料金を上げるほど、そんなに切迫しておるものだとは存じません。そう考えておりません。

○阿部竹松君 もうきわめて満足する答弁で、質問がなくなつたのですが、(笑)そこでこれはまあ守つていただきたいと、心配として出でたわけです。それに付帶してお尋ねいたしますが、都の民生局の汚職と建設局の汚職と東電汚職、この三つの汚職が現在の三大汚職といわれてゐるわけです。あの汚職でどなたが金を取つたか、新聞に出てい

るわけですが、あとで私法務委員会に出席させてもらって、いろいろお尋ねしようと思うのですが、あの汚職でとにかく数千万円ですか、数億の金がばらまかれておるといわれてゐるのであります。で、あいつたふうな汚職、これはいろいろ考えてみますと、私

の考え方でございますけれども、電力会社が創立されてすでにもう七年たつておるというふうな感じも深くいたしました。その間に空気が沈滞して社が運営されても、その間に空気を沈滞してしまつても、特別のやはり監査をさせなければならぬ。といって政府自身がこれをするわけにも参りませんから、

なるかということを大臣に聞きたいわけです。四、五日前、大臣は電気事業者の連合会ですかそこに行つて、これよりあいつふうな汚職は再発しないよう、十分努力してくれということを警告したわけなのでございまして、今後とも十分この点につきましては徹底的に実行したいと存する次第であります。

○國務大臣(高崎達之助君) 先般東電の電気料金のコストにかかるわざわざの電気料金のコストにかかるわけです。われわれは一体どうしますか。その点をお尋ねいたします。

○國務大臣(高崎達之助君) 先般東電その他の電気会社におきまして、ああいつたような汚職事件が発生いたしましたことは、まことに遺憾に存じましたことは、特に通産省といいたしましても、こ

れは監督官庁ですし、さらに通産省といひたまれば、政府資金をこれに投入する上においても努力し、場合

によりますれば外資の導入等におきましても政府保証をすると、こういうふうな点から考えまして、これは非常な責任あることだと痛感する次第でござりますけれども、その中

全文はわかりませんけれども、その中に公益事業をやつている者が大臣の言ふことを聞かなければ、事業のスタートを命ぜることができるという条

文があるのはずなんです。そういうのをどういうふうに適用するか、大臣にお尋ねしたいのです。もちろん汚職をトップを命ぜることができます。もちろん汚職をやつたのは、これは法務省にですね

最終的にまあ、あれですね、何というのですが、これはどうですか。これが世界銀行から一番金を借りている

か。世界銀行から一番金を借りているのは電気会社ですよ。これは東電ばかりではありません、中部しかり、関西しかり。しかかもの人たちは個人の力で借りてきたのではなくて日本国が裏

に押している。裏判を押していると云ふことは、国民一人々々に責任がある。世界銀行から金を借りたりしてきていた。しかしそれほどまでに優遇されてゐたとき、高崎大臣は明確にやはり事務官に基いて処罰すべきであると思うのですが、これはどうですか。

○國務大臣(高崎達之助君) あの汚職事件といふものにつきましては、どの程度にこれが実際のものであるかといふことは、司法権の発動等によりまして、もつとはつきりしたいと思いますが、しかしながら政府といたしましては、政府の権能のある範囲におきまして一応は警告をいたしておりますが、できるだけ御趣旨に沿うように、また同感でございまして、そういう方針をもちまして今後進んでいきたいと思います。

○阿部竹松君 そうすると、検察庁で明確になれば法令に基いて断固やるのだと、こういうことですね。

○國務大臣(高崎達之助君) その通り地の購入、あるいは工事の請負等につけ置きをとつてくれるかということが問題です。社長が更迭したぐらいで済みます。社長が更迭したぐらいで済みます。せんよ。こういう点はどうなんですか。

○阿部竹松君 それはそういうことでありますけれども、私は

あまりにも電気業者がむちやくぢやであるということで、この点は大臣にただしたいのですが、一昨年から昨年にかけて東北電力あるいは北陸電気ですね、これが電気料金を値上げしていく——二三%であったか、二三%七分だったか、はつきりした数字はわかりませんが、私忘れましたが、それがすつもんだやつて、これは最終的に行政権で時の通産大臣が決められたのですが、當時通産省の電気を担当しているが、当時通産省の電気を担当している局長さんがここに出てきて、一七%案と一四%案と二つ持ってきた。この二つとも正確だ、原価計算だといふことだつた。一七%がほんとうか一四%がほんとうか、原価計算はどうかがほんとうか、どちらもほんとうだ、こういう御答弁があつたわけです。これは速記録を見ればわかるわけです。今の局長さんはおかわりになつたからわかりませんでしょうけれども、そういう状態ですから、これはもう一貫して電気業者をもう一度再検査をやっていただきたい。

それからこれは某電気会社ですが——

これは通産大臣はもと電器總裁をやつておられたから詳しいと思うのです。が、電気から買つてきた電気よりも東洋高圧の肥料会社に売つてある電気の方が安い、それを三万キロも売つておる、電気は国費を使つて、國の方の電気より安く売つてある。これはすべてブール計算ですから安く売つたわけです。その安く売つた分はどこかほのかの工場か個人が負担しなければならぬ、こういうことになつていてる。法的に見ればこれは別に違反でないかもしない。どの条項にも当てはまらないけれども、しかしこんなむ

ちやくぢやなことをやつているわけですね。こういうことに対してはどうお考えになりますか。

○國務大臣(高崎達之助君) 公益事業

でありますから、電気事業というものは会社によりましては政府の工場配置の方針とか、あるいは人口配置の方針、あるいはいろいろの政府の方針と合致させるために大工場を電力の豊富なる方面に誘致したい、こういうふうなきつががあり、結果、今日におきましては、大消費者に対しては相当安いきつがあります。しかしそれは悪い電力でありまして、悪質といえます。そういふことは、大消費者に対しては相当安いものであります。しかしそれは年がら年じゅう使うあれであります。そういうこともありますから、ある場合におきましては、この買った原価よりも安いもので出している事実もあります。

○阿部竹松君 そういう点について局長にお尋ねいたしますが、こういう例はたくさんあるわけですか、今、私が申したような例は。もしあればお尋ねしたいのですが。

○説明員(小室恒夫君) これは大口の電力を消費している産業が、一般の電気を使わないとき売っている電気は安い、ということくらい私はわかつておりますよ。しかしそういうことが、電気から買つてきた電気を、

さいぜん島先生の発言に関連して、若干の委員会での発言がございましたが、

お読みした通り、とにかく通産省はも

う実績々々でただ実績主義だ。神武天

皇以来の実績だとこういうことで、こ

の委員会での発言がございましたが、

あります通り、必ずしもこれが合理的であると存じません。そう考えておりません。これをいかに合理的にやるかということにつきましては十分の検討を加えて、ただいまの御指摘の点につきましては十分責任をもつて処置いたします。

○阿部竹松君 そういう点について局長にお尋ねいたしますが、こういう例はたくさんあるわけですか、今、私が申したような例は。もしあればお尋ねしたいのですが。

○説明員(小室恒夫君) これは大口の電力を消費している産業が、一般の電

灯なりあるいは小口の電力なり、より

もかなり安い水準の料金で電力を消費

しているという事実は、これはもう

はつきりした事実でございまして、こ

れはまたそういうような電力料金の上

に長年の採算をとつてあるという所も

ありますから、これは一がいにいか

ぬというふうには私どもは考えており

ません。これの料金はできるだけ原価

主義をもつて計算することになつてお

りますから、これはできるだけ幅を縮

めていきたいという考えはもつております。

○阿部竹松君 そうすると必ずしも今

までの実績主義、神武以来の明治、大

正、昭和と、三代に流れてきた実績

は、これはやむを得ない点があるとい

うふうに考えております。

○阿部竹松君 時間がないようですが、

最後に一つお尋ねをいたしますが、

これまでの実績主義、神武以来の明治、大

正、昭和と、三代に流れてきた実績

は、これはやむを得ない点があるとい

うふうに考えております。

○阿部竹松君 私、途中からこの審議

に参加いたしましたので、あるいはお

尋ねする点がすでに終つてゐる向きも

あるかも存じません。その点は御答弁

のときにかかるべくごしんしゃく願い

たいと思います。

○栗山良夫君 私、途中からこの審議

に参加いたしましたので、あるいはお

尋ねする点がすでに終つてゐる向きも

あるかも存じません。その点は御答弁

のときにかかるべくごしんしゃく願い

たいと思います。

○栗山良夫君 で、ただ一、二点伺いたいので、あ

りますが、まず第一にこの法律によつ

て、河川、港湾等のしかるべき公共用

の水域について、指定水域を定められ

るということありますが、ただいま

のところおよそ全国的に何ヵ所くらいを予定せられておりますか、お伺いいたします。

○国務大臣(三木武夫君) 六、七河川を考えております。

○栗山良夫君 その六、七河川と申しますのは、支流等を区別しないで、本流の、通俗的に申しますれば、海へ注ぎ込む所の付近の名称をとった川の名前で六、七河川、こういうことでござりますか。

○政府委員(大堀弘君) 大体水系ごとに考えておるわけでございます。たとえば関西地区でございますと淀川水系、どこを指定水域にしますかは、なお具体的に検討した上きめたいと思っております。

○栗山良夫君 その指定水域の面積と申しますが、長さと申しますか、そういうものは大体どれくらいの規模でお考えになつてあるんでしょうか。

○政府委員(大堀弘君) ただいま実はそこまでまだ検討いたしてございませんが、大体先ほど大臣から仰せになり次やつて参る。初年度は大体六河川ないし七河川、これは河口から海面を含めまして考えますのですが、具体的にどこまでを指定水域といたしますかは、あるいは上流の方は当面は差しきかえない所は除外して、中流以下の地域とかあるいは支流につきましても、相當問題が多い所は先に取り上げています。

○栗山良夫君 私はいろいろ要望があると思いますが、上水道の取水口ですら、この近辺だけは何としても、漏れなく指定せらるべきものだと私は思ひ

ますが、それについてはどういうお考えでございましょうか。

○政府委員(大堀弘君) 上水道の取水につきましては、特に水質の面で衛生に關係する問題でござりますので、かなり厳格な基準も考へなきゃならぬと思ひます。取り上げる場合は相当考慮を加えなければならぬと考えております。

○政府委員(大堀弘君) ただいま初年に取り上げますものとして、六、七河川にということを申し上げました。これはまあ一つの河川について水流ごとに逐次やつて参りたいといふ以外に方法はないと思つております。

○栗山良夫君 ちょっととそこが私わかれませんが、具体的に申しますと、ある水系においてある都市への上水道の取水口が設けられている、たまたまその辺に、ある化学工場が建設をせられる、当然上場排水が川へ流される、そういう場合に前もって指定水域として認定をしておくのか、そういう問題が起きたときに、おつ取り刀で水域の指定をするのか、その考え方の問題なんですか。

○政府委員(大堀弘君) これは原案の第四条にござります考え方でございましましたよう、全國的主要な河川を逐一つて参る。初年度は大体六河川ないし七河川、これは河口から海面を含めまして考えますのですが、具体的にどこまでを指定水域といたしますかは、あるいは上流の方は当面は差しきかえない所は除外して、中流以下の地域とかあるいは支流につきましても、相當問題が多い所は先に取り上げています。

○栗山良夫君 ただいま六、七河川にわたつて指定水域を設けたいという法律が公布施行になりましたから、諸般の準備を整えてその段階に至ると思ひます。

ますが、おおむね年月としてはどれくらいの期間にそれをやりとげようとしておいでになりますか。

○政府委員(大堀弘君) ただいま初年度に取り上げますものとして、六、七河川にということを申し上げました。これはまあ一つの河川について水流基準を設定いたしますのは、やはり水の調査は相当科学的な方法でやりますので、時間もかかりますので、一年は十分にかかると考えられます。われわれとしましては五ヵ年ないし六年計画をもつて、相當おもだつた河川については水質基準を定めるようになります。

○栗山良夫君 次にこの水質基準といふものの内容が、私ども今のところでは想像がつかないわけです。一體科学的というか、技術的というか、學術的というか、どういう上合に水質基準を設けられるかはまだ未知数であります。われわれの概念からすれば、この法律には水質の保全をはかるという言葉、それから水質の汚濁に関する紛争など、そういうことを中心にして水質汚濁と、水質保全ということを考える場合、これも指定することとはできることがあります。

○政府委員(大堀弘君) これは原案の第四条にござります考え方でございましたよう、全國的主要な河川を逐一つて参る。初年度は大体六河川ないし七河川、これは河口から海面を含めまして考えますのですが、具体的にどこまでを指定水域といたしますかは、あるいは上流の方は当面は差しきかえない所は除外して、中流以下の地域とかあるいは支流につきましても、相當問題が多い所は先に取り上げています。

○栗山良夫君 ただいま六、七河川にわたつて指定水域を設けたいという法律が公布施行になりましたから、諸般の準備を整えてその段階に至ると思ひます。

非常に問題になりますのは、この法律の第十九条「和解の仲介の申立」というものがござりますが、そこでいわゆる悪水を指定水域へ排水をした場合に紛争が起きたときのことが問題となります。

○政府委員(大堀弘君) ただいま初年度に取り上げますものとして、六、七河川にということを申し上げました。これはまあ一つの河川について水流基準を設定いたしますのは、やはり水の調査は相当科学的な方法でやりますので、時間もかかりますので、一年は十分にかかると考えられます。われわれとしましては五ヵ年ないし六年計画をもつて、相當おもだつた河川については水質基準を定めるようになります。

○栗山良夫君 次にこの水質基準といふものの内容が、私ども今のところでは想像がつかないわけです。一體科学的といふか、技術的といふか、學術的といふか、どういう上合に水質基準を設けられるかはまだ未知数であります。われわれの概念からすれば、この法律には水質の保全をはかるという言葉、それから水質の汚濁に関する紛争など、そういうことを中心にして水質汚濁と、水質保全ということを考えることになります。従いまして相当大きな影響がありそうな工場ができる場合につけては、これは当然検討の対象にはなると考えております。

○栗山良夫君 ただいま六、七河川にわたつて指定水域を設けたいという法律が公布施行になりましたが、これは、この法律が、十九条は水質基準といふのは先ほど申し上げましたように、逐次設定して参りますから、何年かかかるて相當の時間にそれをやりとげようとしておいでになります。

○政府委員(大堀弘君) 御質問の点は水質基準と、損害を与えた場合の賠償、仲介の問題との関係かと存じます。が、十九条は水質基準といふのは先ほど申し上げましたように、逐次設定して参りますから、何年かかかるて相當の時間にそれをやりとげようとしておいでになります。

す。そうしますとおのずから紛争も当然減少して参ると思います。基準がきまりますと、行政指導はその基準によつてそれぞれ実施されますから、紛争はおのずから減少して参ると考えます。

○政府委員(大堀弘君) ただいま初年度に取り上げますものとして、六、七河川にということを申し上げました。これはまあ一つの河川について水流基準を設定いたしますのは、やはり水の調査は相当科学的な方法でやりますので、時間もかかりますので、一年は十分にかかると考えられます。われわれとしましては五ヵ年ないし六年計画をもつて、相當おもだつた河川については水質基準を定めるようになります。

○栗山良夫君 次にこの水質基準といふものの内容が、私ども今のところでは想像がつかないわけです。一體科学的といふか、技術的といふか、學術的といふか、どういう上合に水質基準を設けられるかはまだ未知数であります。われわれの概念からすれば、この法律には水質の保全をはかるという言葉、それから水質の汚濁に関する紛争など、そういうことを中心にして水質汚濁と、水質保全ということを考えることになります。従いまして相当大きな影響がありそうな工場ができる場合につけては、これは当然検討の対象にはなると考えております。

○栗山良夫君 ただいま六、七河川にわたつて指定水域を設けたいという法律が公布施行になりましたが、これは、この法律が、十九条は水質基準といふのは先ほど申し上げましたように、逐次設定して参りますから、何年かかかるて相當の時間にそれをやりとげようとしておいでになります。

○政府委員(大堀弘君) 御質問の点は水質基準と、損害を与えた場合の賠償、仲介の問題との関係かと存じます。が、十九条は水質基準といふのは先ほど申し上げましたように、逐次設定して参りますから、何年かかかるて相當の時間にそれをやりとげようとしておいでになります。

す。そうしますとおのずから紛争も当

ころ、相当多い魚介類についても、必ずしも絶対的な基準ということは、結論

が出でないようございます。いろいろ検討を加えなければならぬ点も多いたうでございますが、ただ、大体本質の基準といいますと、私ども専門家ではございませんが、基準として溶存酸素と生物化学的酸素要量、D.O.とかB.O.D.とかいうそういう単位がござります。また浮遊物の数量についての単位がございます。大腸菌の数、あるいはP.H.、こういった一応の科学的あるいは衛生上の基準がございますので、それによりまして、一応当たりどの程度という基準は、一応考えられる。

各國の例を見ましても、大体そういった基準でやつておるようでございますが、具体的には、まだ相當今後科学的データを集めて実行していかなければならぬ、その点も今後努力して参りたいと思います。

○栗山良夫君 私が、なぜこういう質問を申し上げたかと申し上げますと、つまり、ごく最近の新聞で御承知になつておると思いますが、本州製紙沿岸漁民と工場との間に新しい紛争が起きかけております。

それで、新聞面を読みますといふと、あの白い水といふのは、もう三十年来ずっと流しておるので、今新しく問題にするのはおかしい、こういう言葉の方のようである。また沿岸漁民の方々では、そうではないのだ、あの水で魚介類が相当参つておるのだ、何とかしてくれなくちや困るのだ、こういう議論が起きているようあります。そうしてみますと、せっかく法律を作る

ならば、私どもしろうとが、ただいまの本州製紙の白い水の問題を考えても、ちょっとと判断がつきかねるよう

なむずかしい問題です。そういう問題に対しても、明快にある方向をさし示し得るような、そういう運用が行われて、初めて法律の効果というものはあるので、そういうものが全然、皆

目見当がつかないのだ、法律は作つたのだけれども、そういうことになつたのでは、もうその場当たりで、ケース・バイ・ケースで解決していく以外道はないのだ、こういうことになれば、この法律は、ただ気安く作ったといふことに過ぎない。

その辺のお考えというものはどうですか。

○政府委員(大堀弘君) これは、法律にも書いてございますが、非常に御心配の点は、行き過ぎになるというようない点もあるかと思いますが、そういうことはございませんで、やはり非常に汚濁によって、相当の損害が生じるとか、あるいは衆衛生上看過しがたい影響を生ずるこの影響を除去するに必要な程度のものでなければならぬ、そういう考え方でございますので、内閣的に申しますと、非常にむずかしい問題ではございますが、一応現在考えられる基準もござりますので、これによりまして、御趣旨の点は、よく了解できますので、われわれとしましては、審議会の審議を済まして、十分慎重を期して検討をいたしたい。

○委員長(田畠金光君) この際、委員の変更について御報告いたします。本日、木島虎藏君が辞任され、松野

孝一君が選任されました。

とか、そういつたことが中心になるわけでございます。

この和解そのものにつきましては、強制調停ではございませんので、強制力はないわけでございます。従来こう

りますと、これは被害を及ぼさないような、加害水というものは出され、問題について、いろいろ質問に対する回答は、その許容の水質といふ問題について、いろいろ質問

あります。しかししながら、その許容の水質といふ問題については、確かにそれがございませんで、任意にいろいろと話し合いをされておりますが、また日本社会の主張につきましては、衆議院階におけるこれまで、今までの委員会においても、それぞれ質問があつたわけでありましたが、また日本社会の主張につきましては、衆議院階におけるこれまで、今までの委員会においても、それぞれ質問があつたわけでありましたが、この和解を達成せしむるというよ

うな意味と関連いたしまして、もう少し罰則規定といふものを強くしてもよいと話すと、そういうふうに思つたのではないかと、こういふふうに想像されまする部分の質問はいたしません。

ただ、紛争が起きました場合に、これが、しかしながらこの法文からだけ見ますするというと、和解が必ずしも達成できるとは、どこにも保障がないわけでございます。

そこで、政令の部分に譲られた面があるわけでありまするが、政令の方でこれが確実に和解の申し立てをする達成できるとは、どこにも保障がないわけでございます。

○島清君 そこで、今あなたがお答えに不満に思つておるわけなんですが、これが、必ずしも和解が成立するという保障が、どこかになされておりましょ

ります。それは、これが確実に和解の申し立てをしておるわけなんですが、どこかになされておりましょ

うか。そこで、今あなたがお答えに不満に思つておるわけなんですが、これが、必ずしも和解が成立するという保障が、どこかになされておりましょ

ります。それは、これが確実に和解の申し立てをしておるわけなんですが、これが、必ずしも和解が成立するという保障が、どこかになされておりましょ

うか。

○政府委員(大堀弘君) その点お尋ねいたしました。

○政府委員(大堀弘君) 大体、和解の重きを期して検討をいたしたいと思ひます。

○委員長(田畠金光君) この際、委員の変更について御報告いたします。本日、木島虎藏君が辞任され、松野

持つておりますする法人が、その客体なりましようが、そのぐらいの罰金制度で、しかもこの和解制度が設けられました、十分にこの和解の趣旨といふものが、目的が達成されるかどうか

いうことについて一まつ危惧の念を抱かざるを得ないわけであります。この和解を達成せしむるというよ

う。

この提案になつております公共川水の保全法は、今度であります工場排水法、通産省

から出でおります工場排水法が、工場

の排水についての実施法になるわけであります。それから、まあ鉱山保安

これが、まあ基準をきめまして、実施します。

○政府委員(大堀弘君) この提案に

なつております公共川水の保全

法といつたしましては、工場について

は、今度であります工場排水法、通産省から出でおります工場排水法が、工場の排水についての実施法になるわけであります。それから、まあ鉱山保安法、こういふような規定でやつて参ります。下水道等につきましては、これは実は、公共團体が下水の処理に当つておりますが、監督は厚生省の面と建

設省の面とございますが、こういうものは、結局下水の浄化設備を作つていいということが、実体的な解決になるわけであります。

従いまして、この基準を作つて、その基準に合わせて、各実施官庁において行政面で必要な措置をとつて、下水道は逐次浄化設備を充実して参る。あるいは工場について、工場排水法による基準によって、工場が排水施設を作り、これを作らしていくといふことが、汚濁、污水の弊害を予防する措置になるわけでございます。

従いまして、まあ、そういう目的において、この法律体制ができましたと、一般的に被害を極力最小限度に食いとどめるというふうに、相当画期的な私どもは効果を期待することができるのではないか、かように考えておるわけであります。

○島満君 だから、私はお聞きしておりますが、そういうような加害行為が行われないようにならうので、そこで予防措置を講じたいというので、こういったような法律が制定されるわけですが、それでも、なつかつ加害行為がなされるということになりましても、これは、よほど悪質な人だということになるわけですね。

ですから、この悪質行為に対して、罰則が軽過ぎるのでないか、こういうことをお聞きしておるわけです。

○政府委員(大堀弘君) 企業局長からお答え申し上げます。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御

指摘に相なりました点は、この法律の運用について、この適用を受ける工場の事業者が、一体どういう心がまえでやつていくかということと、非常に密接な関連があると思います。

ただ、御承知のように実際には、こいう工場から出る排水の外に対する公共に対する影響という点を考えますと、工場側は、常にまあいわば世間公衆の監視下に工場の操業をやっておると思いまます。従いまして、この法律の規定に基きまして、たとえば政府から改善の命令が出て、その命令を守らぬ、守らないときににおける罰則自体は、これはただいま御指摘がございましたように、法律一般の罰則につきまして、大体、まあ基準的な考え方方がござりますので、そういう基準的な考え方で、罰則の重さは一般的に規定されておりませんけれども、その罰則による、罰則自体がそれほど大きなものでございませんので、そういう基準的な考え方で、罰則の重さは一般的に規定されていますけれども、その罰則によれば、罰則の適用を受けたといふことになりますれば、当然工場としては、その結果、かりに損害を一般に与えたということになりますと、その損害に対する賠償責任も、世間の強い批判のもとで損害賠償の責任を負わなければならぬはずであります。

○島満君 この罰則と言いますよりも、結局、排水する人が予防措置を法律の基準に基づいて作っていくここに重点をおいて考えておるわけであります。

○島満君 だから、私はお聞きしておりますが、そういうような加害行為が行われないようにならうので、そこで予防措置を講じたいというので、こういったような法律が制定されると、罰則 자체がそれほど大きなものでございませんので、そういう基準的な考え方で、罰則の重さは一般的に規定されていますけれども、その罰則によれば、罰則の適用を受けたといふことになりますれば、当然工場としては、その結果、かりに損害を一般に与えたということになりますと、その損害に対する賠償責任も、世間の強い批判のもとで損害賠償の責任を負わなければならぬはずであります。

○島満君 さて、基本的な基準的な考え方までの罰則しか法律では書いてございませんけれども、運用上は、今申し上げましたようなことで、実際上は、大きな支障なく運用できるのではないかというふうに考えております。

○政府委員(大堀弘君) 企業局長からお答え申し上げます。

○政府委員(松尾金藏君) ただいま御

します性質を持っておりますので、果して今御答弁にございましたような形で、法律の運営が期待できるかどうかということについては、非常に危惧の念を持つ者がありますけれども、しかしながら、御答弁の趣旨を了いたしまして、この運営の面については、格段の注意をしていただくよう、これをおもと思っています。従いまして、この法律の規定に基きまして、たとえば政府から改善の命令が出て、その命令を守らぬ、守らないときににおける罰則自体は、これはただいま御指摘がございましたように、法律一般の罰則につきまして、大体、まあ基準的な考え方方がござりますので、そういう基準的な考え方で、罰則の重さは一般的に規定されていますけれども、その罰則によれば、罰則の適用を受けたといふことになりますれば、当然工場としては、その結果、かりに損害を一般に与えたということになりますと、その損害に対する賠償責任も、世間の強い批判のもとで損害賠償の責任を負わなければならぬ、こういつたようになります。

○島満君 さて、基本的な基準的な考え方までの罰則しか法律では書いてございませんけれども、運用上は、今申し上げましたようなことで、実際上は、大きな支障なく運用できるのではないかというふうに考えております。

○政府委員(大堀弘君) 本審議会の方の委員につきましては、関係行政機関の職員あるいは関係各省の代表的な局長、次官、そのうちの方がなるということがあります。それながらも、なつかつ、各省のなわ張り争いといいましょうか、セクト主義によりまして、この法律の制定が、なかなか難渋をしてきた。そこで私たちが、この法律を一本にまとめてもらいたいというようなことで、その趣旨によりまして、この法律の制定が、なにを事実です。法案自体も、将來も、この問題は、何分最初のことでありますから法案を実施してみて、行政機関あるいは法案の内容等について、不備な点があつたならば、これは検討したい。もうこれで絶対のものだと

と専門的な学識経験者を委員にお願いしたいと思っております。

専門委員の方は、さらに各地方における法律の内容と、いうものは、各省の分散主義をとつておるのであります。

そこで、三木長官のときのうの連合委員会におきますところの御答弁を承りますので、技術の専門の方をいたしまして、この法律の運営について、非常に危惧の念を持つ者でありますけれども、しかしながら、御答弁の趣旨を了いたしまして、この運営の面については、格段の注意をしていただくよう、これをおもと思っています。従いまして、この法律の規定に基きまして、たとえば政府から改善の命令が出て、その命令を守らぬ、守らないときににおける罰則自体は、これはただいま御指摘がございましたように、法律一般の罰則につきまして、大体、まあ基準的な考え方方がござりますので、そういう基準的な考え方で、罰則の重さは一般的に規定されていますけれども、その罰則によれば、罰則の適用を受けたといふことになりますれば、当然工場としては、その結果、かりに損害を一般に与えたということになりますと、その損害に対する賠償責任も、世間の強い批判のもとで損害賠償の責任を負わなければならぬ、こういつたようになります。

○島満君 さて、基本的な基準的な考え方までの罰則しか法律では書いてございませんけれども、運用上は、今申し上げましたようなことで、実際上は、大きな支障なく運用できるのではないかというふうに考えております。

○政府委員(大堀弘君) 別に格づけは考えませんが、専門委員の方は、非常に特殊な専門につきましての技術的な方を、技術についての専門の方をお願いする、こういうつもりでござります。

○国務大臣(三木武夫君) 行政機構については、いろいろな議論があつたことは事実です。各省にまたがつておるし、経済企画庁ということになつたのですが、やはりこの法案自身についていざといふにあつて、この法律の将來の運営を指向していきたい、目ざしていきたい。こう方向にこの法律の将來の運営を指向していきたい、そのためには、やはり一文化しなければならぬ、こういつたような考え方をお持ちになって、そういう意味の御答弁であったやに承わっております。そこで、今は、まあ仕方がなければ、しかしながら将来においては、これはどうしても、やはり一本ラスでよい、こういうような考え方なんでござりますか。

○島満君 私たちがこの法案に対しまして非常に不満を感じておりますことは、この水質汚濁防止の法律を制定していただきたいという私たちの要望としては、この法律の上にまたがつておられるものは、各省の上にまたがつておられますので、この必要性を認められます。

○国務大臣(三木武夫君) 行政機構につけては、いろいろな議論があつたことは事実です。各省にまたがつておるし、経済企画庁ということになつたのですが、やはりこの法案自身についていざといふにあつて、この法律の将來の運営を指向していきたい、目ざしていきたい。こう方向にこの法律の将來の運営を指向していきたい、そのためには、やはり一文化しなければならぬ、こういつたような考え方をお持ちになって、そういう意味の御答弁であつたやに承わっております。

そこで、三木長官のときのうの連合委員会におきますところの御答弁を承りますので、技術の専門の方をいたしまして、この法律の運営について、非常に危惧の念を持つ者でありますけれども、しかしながら、御答弁の趣旨を了いたしまして、この運営の面については、格段の注意をしていただくよう、これをおもと思っています。従いまして、この法律の規定に基きまして、たとえば政府から改善の命令が出て、その命令を守らぬ、守らないときににおける罰則自体は、これはただいま御指摘がございましたように、法律一般の罰則につきまして、大体、まあ基準的な考え方方がござりますので、そういう基準的な考え方で、罰則の重さは一般的に規定されていますけれども、その罰則によれば、罰則の適用を受けたといふことになりますれば、当然工場としては、その結果、かりに損害を一般に与えたということになりますと、その損害に対する賠償責任も、世間の強い批判のもとで損害賠償の責任を負わなければならぬ、こういつたようになります。

○島満君 さて、基本的な基準的な考え方までの罰則しか法律では書いてございませんけれども、運用上は、今申し上げましたようなことで、実際上は、大きな支障なく運用できるのではないかとい

ます。

○委員長(田畠金光君) ょうと、委員長から申し上げておきますが、三木

長官は、四時になつたら、ぜひとも帰してくださいと、こういう申し入れがござりますが、先ほど申し上げたように、

三者会談の時間が、当初十一時、それを二時に延ばして、さらに四時まで延ばしたので、四時になつたら、ぜひとも帰してくださいと、いう要望でございます。

○島満君 まあ、法律全体においても、そういうことがいい得るわけございまして、私たちは、法律を一本化いたしまして、そうしてもっと強力な一つ専管行政としてやってもらいたい。

こういうことを希望しておるわけなんですが、いろいろの事情におきまして、こういうことが、法律の一本化が期待できなかつたということは、大へん残念でござりますけれども、しかしながら、これを所管いたしまする経済企画庁といたしましては、きのうの長官の御答弁によりますと

○國務大臣(三木武夫君) これでやつてみまして、いろいろな点で、これは大問題で、実際いろいろな問題が、水質の保全については全国的に起ると思いまます。そういう点で、今言われたよう

かと思ひます。十分御趣旨は、これ

ら十分将来検討いたしてみたいと

思つております。

○大竹平八郎君 この第一条にもはつきりいたしております通り、公衆衛生

といふ、こういう問題が強く打ち出されてゐるわけなんありますが、これ

は従来は、建設省でやつてあるのか、あ

と、昔の江戸から東京にかけての塵芥

で、将来においては、われわれ日本社会の要望を入れていただき、もう少し御質問なさる方も、三木長官に対する御質問がございましたら、先

が、将米においてそれを考慮されるだ

が、将米においてそれを考慮されるだ

ります。あの通りあたりでも、いまだに

そいつた面の下水道なんというものは、少しも完成されていない、そうい

うところへ白バイがついて、国賓が、

京都でいうならば旧市内である、そ

うのところに、いまだにまだ手がつけ

ます。その点で、実際いろいろな問題が、水質の保全については全国的に起ると思いまます。そういう点で、今言われたよう

かと思ひます。十分御趣旨は、これ

ら十分将来検討いたしてみたいと

思つております。

○大竹平八郎君 私は、先般一応質問

委員の御質問がございまして、実は

非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

が、いろいろそういう意味において、

先べん的に、いろいろ施策はなされて

いる、これは当然なんありますけれ

ども、しかし現在における、東京のた

とえばトイレットの本便の施設などを

見ましても、実際にひどい状況になつて

いるわけなんあります。これが一体了承するにやぶさかではございませんが、将米においてそれを考慮されるだ

ります。道路、それから下水道、こういうところにあるかというならば、

ます道路、それから下水道、こういうところにあるわけあります。

○大竹平八郎君 私は、先般一応質問

をいたしたのであります、補足的に

お尋ねをいたしたのであります。

○政府委員(大堀弘君) 先ほど、栗山

が、その通りに、汚濁の濃度といふ問題、これは非常に私は、しろう

ぬ問題だと思います。私の管轄ではございませんけれども、國務大臣として今のお話は、十分に今後の施策の上に

はされておるだろうと思うがあえて私は、この資料を出せとは言いませんが、いろいろそういう意味において、

ういうところにあるかというならば、これはやはり政治が解決しなければならぬ問題だと思います。私の管轄ではございませんけれども、國務大臣として

の基準ということが、はつきりしていります。妙な話ですが、これは皆さんに今までお尋ねをいたしたので、先ほど申しましての考え方ですが、化学工場等の排水ならば、

これはすぐにはつきりするのですが、しかし排水必ずしも魚介その他に全部が悪いとも言ひ切れないのであります。妙な話ですが、これは皆さんに今までお尋ねをいたしたので、先ほど申しました

が、その通りに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

が、その通りに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

が、その通りに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

が、その通りに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

がございませんが、現在の各団の行政の例も一応ござります。各団でやつております例で一応の基準といふものもありますので、先ほど申しましての考え方ですが、これは非常に私は、しろう

うのところに、汚濁の濃度といふ問題は、非常にむずかしい点で、私ども専門的なことで、私十分御説明できるだけの

○大竹平八郎君 それから、先ほどの栗山委員の質問の中に、指定水域六河川といふようなお話をあったのであります、六河川といふと、どこどこですか。

○政府委員(大堀弘君) これは、一応私どもは実施の面で、予算にも関係いたしますので、現在、一応案として持っておりますので、もちろんこれは、水质審議会の議を経まして、最終的にはきめて参るものであります。北の方から申しますと、北海道地区の石狩川、東北では北上川、関東地区では江戸川、あるいは東京湾周辺の沿岸という問題もござります。それから中部地区では木曽川、関西では淀川、西の方にいきまして遠賀川、あるいは有明海、その辺が、なお検討の余地があるわけであります、一応試案として持つておるのであります。

○大竹平八郎君 これは、いずれも日本では有名な大きな川なんであって、この水域指定ということは、先ほども質問があつたようありますが、ある地区に限定しないで、一応川全体を指定水域と、こう考えられておるのであります。

○政府委員(大堀弘君) その点につきましては、実は原案におましては入っておりませんが、実際上は、この河川はまず一年くらい調査をしなければならぬ。指定は、相当基準のめどがつきましてから指定して、基準をきめる、こういう法体系になつております。そこで逐次やるということで、いつになつたら河川がやれるかという御心配がございまして、衆議院の修正案に出しておりますのは、調査計画を策定するという修正案が入つておるのであります。

○政府委員(大堀弘君) 実は、これはいろいろ技術的にも意見がございまして、隅田川は、隅連河川で一緒に考え方で、出られないということであります。きょうもまた大蔵大臣は、押しつけて予算のことと大へんお忙しいそで、出られないということでありました。きょうもまた大蔵大臣は、押しつけて予算のことと大へんお忙しいそで、出られないということでありました。そこで大へん残念であります。これが、少くともこういう長年の懸案を解消するために踏み切つた重要な法律案でありますから、この法律案を歩き出すようにするためには、大蔵省が特別に広い目を開くより道がないわけです。

○大竹平八郎君 もう質問をやめます。が、どうもこの審議を通じて本案を見ると、何か拙速主義と申しますか、そういうような感じが出てくるのです。が、これはいずれ、討論のときにも、そういう意見が出ると思ひますが、この法案が通つた以上は、行政指導なり、法案の目的に沿うよくな、よほどの準備をされてやらないと、これはなかなか、かえってこれができたために、間違ふであります。指定期は、準備のために明年度は約九千円を必要とするということでありました。それから通商産業省といたしましては、この法律を施行するため関係業界が受ける出費が数十億に及ぶであろう。従つてそれらの費用の一端は、開銀融資をもつてめんどうをみると申すまでもございませんので、ただ、これにあたしては、下水道の問題等は申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思います。

○政府委員(佐野廣君) ただいま栗山委員の仰せられましたように、この法律は、きわめて重要なものであることは十分大蔵省としても認識をいたしております。従いまして仰せのように、裏づけとなりますが、当然予算であることは申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思って、予算措置をせつかり講じつあるところです。それからまた、非常に関係が密接であります。それから通商産業省といたしましては、この法律を施行するため関係業界が受ける出費が数十億に及ぶであろう。従つてそれらの費用の一端は、開銀融資をもつてめんどうをみると申すまでもございませんので、ただ、これにあたしては、下水道の問題等は申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思って、予算措置をせつかり講じつあるところです。それからまた、非常に関係が密接であります。それから通商産業省といたしましては、この法律を施行するため関係業界が受ける出費が数十億に及ぶであろう。従つてそれらの費用の一端は、開銀融資をもつてめんどうをみると申すまでもございませんので、ただ、これにあたしては、下水道の問題等は申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思って、予算措置をせつかり講じつあるところです。

○栗山良夫君 きのうの連合審査あるのはこの委員会における審議を通じましても、法案そのものの内容についての批判がすいぶん行われましたが、これは、いずれ討論のときに申し上げる

それが、調査計画で、私どもの方といったものから逐次指定水域として、水質基準を定めていく。こういうふうなやう方をしております。入りついていないのですか。隅田川は何で入れないのでです。

○政府委員(大堀弘君) 実は、これはいろいろ技術的にも意見がございまして、隅田川は、隅連河川で一緒に考え方で、出られないのです。

○大竹平八郎君 その辺はお、もう少し審議会に検討させて結論を出すようにさしていただきたいと思います。が、どうもこの審議を通じて本案を見ると、何か拙速主義と申しますか、そういうような感じが出てくるのです。が、これはいずれ、討論のときにも、そういう意見が出ると思ひますが、この法案が通つた以上は、行政指導なり、法規の目的に沿うよくな、よほどの準備をされてやらないと、これはなかなか、かえってこれができたために、間違ふであります。指定期は、準備のために明年度は約九千円を必要とするということでありました。それから通商産業省といたしましては、この法律を施行するため関係業界が受ける出費が数十億に及ぶであろう。従つてそれらの費用の一端は、開銀融資をもつてめんどうをみると申すまでもございませんので、ただ、これにあたしては、下水道の問題等は申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思って、予算措置をせつかり講じつあるところです。

○政府委員(佐野廣君) ただいま栗山委員の仰せられましたように、この法律は、きわめて重要なものであることは十分大蔵省としても認識をいたしております。従いまして仰せのように、裏づけとなりますが、当然予算であることは申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思って、予算措置をせつかり講じつあるところです。それからまた、非常に関係が密接であります。それから通商産業省といたしましては、この法律を施行するため関係業界が受ける出費が数十億に及ぶであろう。従つてそれらの費用の一端は、開銀融資をもつてめんどうをみると申すまでもございませんので、ただ、これにあたしては、下水道の問題等は申すまでもございませんので、ただ、御要望に沿うよう努めたいと思って、予算措置をせつかり講じつあるところです。

○海野三朗君 この公共水域といふは、これまでにも参らないのじやないかと申します。かようくわからんということでありました。それから厚生省の方としては、下水道に約三億八千万円くらいの予算を組んでいるということでありました。

るいは先般決算委員会でしばしば問題になりました本州製紙の問題と、こういうような問題が非常な刺激となつて、ともかくにも本案が、この国会に提案されたということは、非常に喜ばしいことであると思うのであります。特に私どもは要望いたいことは、從来この種の問題等は、主として都道府県にまかされていた形が多いのであります。それが今は一本化して、そうして都道府県に対する連絡ものが改善をされていくという点において、これはきわめて意義あると、かように考えるのであります。

それからいま一つ、新しい法律ができますと、どうしても、その新しい法律に偏重をしたがるというのが、日本に偏重をしたがるというの、日本で審議なんありますが、審議の過程にありましたのであります。審議は、この両案が通過することによって、産業界を私はできるだけ畏怖せしめないと、こういふ点に、特別な一つ御配慮を願いたいと、かのように考えるわけであります。

それからその他、先ほど三木長官、それから佐野政務次官からも答弁になりました下水道の問題であります。それは近代国家、それから近代市の様相を形づける上からいって、ぜひともこれは、政府全体が大幅な一つ予算をとつて、そうして期待に報いていただきたい、かようにもう次第でござります。

付帶決議につきましては、賛成でございます。

以上をもつて、私は賛成の意見を申し述べる次第でござります。

なりました。予備審査のための付託は決を行います。念のために申し上げます

が、両案とも、衆議院において修正

されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関

する法律案を問題に供します。本案に

賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

十二月十八日本会委員会に案件を付託された。
一、日中貿易再開促進等に関する請願(第三二号)
一、私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正反対

次に、工場排水等の規制に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、先ほどの栗山良夫君の討論もって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上をもつて、私は賛成の意見を申

けられ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げます。両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

十二月十八日本会委員会に案件を付託された。

一、日中貿易再開促進等に関する請

願(第三二号)

一、私的獨占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律の一部改正反対等に関する請願。

請願者 東京都豊島区高田南町一ノ一九五オリジン電気生活協同組合理事長 後藤安太郎

請願者 東京都豊島区高田南町一ノ一九五オリジン電気生活協同組合理事長 後藤安太郎

十二月十八日本会委員会に案件を付託された。
一、日中貿易再開促進等に関する請

願(第三二号)
一、中小企業等災害対策の制度化に

関する請願(第三六号)(第三五号)(第七三号)(第三四号)(第三一号)

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上をもつて、私は賛成の意見を申

けられ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げます。両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

十二月十八日本会委員会に案件を付託された。
一、日中貿易再開促進等に関する請

願(第三二号)
一、中小企業等災害対策の制度化に

関する請願(第三六号)(第三五号)(第七三号)(第三四号)

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上をもつて、私は賛成の意見を申

けられ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げます。両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

十二月十八日本会委員会に案件を付託された。
一、日中貿易再開促進等に関する請

願(第三二号)
一、中小企業等災害対策の制度化に

関する請願(第三六号)(第三五号)(第七三号)(第三四号)

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上をもつて、私は賛成の意見を申

けられ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げます。両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(田畠金光君) 他に意見もなければ、以上をもつて討論を終り、採決を行います。念のために申し上げますが、両案とも、衆議院において修正されたものであります。

まず、公共用済域の水質の保全に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

十二月十八日本会委員会に案件を付託された。
一、日中貿易再開促進等に関する請

願(第三二号)
一、中小企業等災害対策の制度化に

関する請願(第三六号)(第三五号)(第七三号)(第三四号)

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。よって本決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上をもつて、私は賛成の意見を申

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正反対等に関する請願(三十七通)

請願者 東京都世田谷区上北沢町三ノ八六四松沢生活協同組合内賀川豊彦外三十六名

紹介議員 阿部竹松君

この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第三六号 昭和三十三年十一月十日受理

輸出入取引法の一部改正反対に関する請願

請願者 神戸市東灘区住吉町中島四三四兵庫県生活協同組合連合会会長田中俊介

紹介議員 松澤兼人君

輸出入取引法の一部改正案によれば、貿易に關係する品物は、通産大臣の認可により輸出価格の協定ばかりでなくその品物の国内生産制限協定、販売方法協定さらに国内販売協定まで行なることになつてゐるが、これでは輸出の赤字を国内消費者価格にしわよせされ、鉄製品、機械器具、繊維品、肥料、薬品等の値上がりとなつて一般消費者、労働者、農民、中小企業者に犠牲をしいることになり、利益を得るのは大企業、独占資本ばかりであるから、同法案を撤回または廃案とせられたいとの請願。

第三七号 昭和三十三年十一月十日受理

輸出入取引法の一部改正反対に関する請願(三通)

請願者 山形市香澄町木実小路二五〇山形県生活協同組合連合会会長田中利一外二名

紹介議員 松澤靖介君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第七一号 昭和三十三年十二月十日受理

輸出入取引法の一部改正反対に関する請願(三十八通)

請願者 北海道釧路市春採二四九太平洋炭礦城生活協同組合理事長太友美雄外三十七名

紹介議員 阿部竹松君

この請願の趣旨は、第三六号と同じである。

第八一号 昭和三十三年十二月一日受理

中小企業等災害対策の制度化に関する請願

請願者 福島県議会議長河原田盛雄

紹介議員 石原幹市郎君

農林漁業家等に対しても融資その他一連の災害対策が講ぜられているが、中小企業家等に対する施策は皆無にひとしく、災害時における業界の不安窮屈化せられたいとの請願。

第一一五号 昭和三十三年十二月十一日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

第一二二号 昭和三十三年十二月十二日受理

小売商振興のための法律制定に関する請願

請願者 和歌山県有田市糸島町本町日本中小企業政治連盟有田市支部内鶴尾亀三郎

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一一五号と同じである。

第二二号中正誤

第一一五号 昭和三十三年十二月十一日受理